

しおり約款閲覧コード

0004181001



太陽生命の「くみたて自由な保険」

ご契約のしおり・約款

個人年金保険(一時払契約用)

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
ご一読いただき、内容を十分ご確認くださいませようお願いいたします。

(ご注意)

当冊子は、保険料一時払の保険組曲Best個人年金保険専用の冊子です。
保険料月払の保険組曲Bestをお申込みの場合は、別の冊子をご覧ください。

- ◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「太陽生命保険株式会社」を、「支社」とあるのは「太陽生命支社」を、また「本社」とあるのは「太陽生命本社」をさします。
- ◆「保険組曲Best」を構成する普通保険約款の正式名称には「無配当」および「(001)」の数字等がついていますが、当冊子においては、読みやすさを考慮し、一部において記載を省略しております。

お願い

「契約のご確認」にお伺いする場合がございます。

このたびは、当社の保険商品にお申込みいただきありがとうございます。

後日当社で委託した専門の業務士（T&Dコンファーム（株）・（株）審調社）等がご自宅等にお伺いさせていただきます、お申込みいただきましたご契約の告知内容等について、確認させていただく場合がございます。

なお、業務士等は「業務士証明書」、「名刺」または「あいさつ状」を携行しております。

その節は、ご協力の程お願い申し上げます。

「契約のご確認」訪問について

1. 確認内容は、被保険者の健康状態などの告知事項や、ご契約の同意、お申込み手続き画面等の自署、「ご契約のしおり・約款」のお受け取り等についての確認となります。通常、被保険者への確認となりますが、ご契約者に確認させていただくこともあります。
2. 被保険者・ご契約者が未成年者の場合は、法定代理人（親権者・後見人）に確認します。
3. 事前にお電話で訪問日を確認のうえ訪問します。
4. お申込みいただいてから、1ヵ月後位にお伺いすることもあります。
なお、契約確認に要する時間は約15分です。
5. ご契約によっては、年収等をお聞きすることもあります。

告知いただいた内容について、詳しくお尋ねする場合もございます。

健全な保険制度維持のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご意見・ご質問等がございましたら、もよりの支社または太陽生命本社あてにご連絡くださいませようお願い申し上げます。

この冊子の構成

この冊子は、つぎの2つの部分から構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約 款

ご契約の内容、ご契約後の各種取扱いなどを規定した普通保険約款および特約条項を記載しています。

【取扱総則規定約款についてのお知らせ】

この冊子に記載した取扱総則規定約款は、ご契約日より参照いただくページが、つぎのとおり異なります。

ご契約日が2018年 9月30日までのご契約：41ページから54ページ

ご契約日が2018年10月 1日からのご契約：55ページから69ページ

なお、当冊子「保険組曲Best個人年金保険（一時払契約用）」にご加入いただくお客さまにおいては、記載内容が契約日より変更されることに伴う影響はありません。

くわしい変更点については、当社ホームページから表示できる「Web版 ご契約のしおり・約款」内に掲載している「保険組曲Best個人年金保険（一時払契約用） ご契約のしおり・約款」に「保険組曲Best個人年金保険（一時払契約用） ご契約のしおり・約款の対比表（取扱総則規定約款）」として掲載しています。

目的別もくじ

保険用語について 知りたい 主な保険用語のご説明 1 ページ 	保険の特長や しくみを知りたい 特長としくみ 5 ページ 	給付金等の 請求について知りたい 年金・死亡給付金などの請求 6 ページ 
どういう場合に給付金等 が支払われるか知りたい 年金・死亡給付金などのお支払い 11 ページ 	給付金等が支払われない 場合について知りたい 年金・死亡給付金などを お支払いできない場合 14 ページ 	保障がいつから 開始するか知りたい 責任開始期について 18 ページ 
申込みを撤回したい クーリング・オフ制度（ご契約の お申込みの撤回・ご契約の解除） 22 ページ 	急にお金が 必要になったとき お金がご入用のときの 貸付制度（契約者貸付）について 31 ページ 	契約を解約したい ご解約と解約払戻金について 34 ページ 

給付金等にかかる 税金について知りたい

年金・死亡給付金の
税法上のお取扱い

37 ページ



ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	1
------------	---

特長としくみ

【1】「保険組曲Best」(一時払)の特長としくみ	5
【2】契約割引制度	5

年金・死亡給付金などの請求

【1】死亡給付金などの請求方法	6
【2】指定代理請求特約について	9

年金・死亡給付金などのお支払い

【1】主契約の保障内容	11
【2】特約の内容	13

年金・死亡給付金などをお支払いできない場合

【1】年金・死亡給付金などをお支払いできない場合	14
【2】お支払いできない場合などの事例	16

お申込みに際して

【1】お申込みの流れ	17
【2】保険契約締結の「媒介」と「代理」	18
【3】当社の生命保険募集人の権限	18
【4】責任開始期について	18
【5】保険証券について	19
【6】お申込みの手続	19
【7】職業などの告知に関するご注意点について	20
【8】契約確認	21
【9】保険料払込時のご注意	21
【10】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)	22
【11】新たな保険契約への乗換えについて	24
【12】元本欠損について(お受取額と一時払保険料との関係)	24
【13】個人情報のお取り扱いについて	24
【14】本人特定事項等の確認について	26
【15】支払査定時照会制度について	26
【16】当社の組織形態および株式会社の運営について	27
【17】「生命保険契約者保護機構」について	28

ご契約後について

【1】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について	31
------------------------------	----

【2】 契約者配当金について	32
【3】 受取人・住所などの変更や証券紛失	32
【4】 ご解約と解約払戻金について	34
【5】 受取人によるご契約の継続について	35
【6】 ご契約後の保障見直しについて	35

税金について

【1】 生命保険料控除について	36
【2】 年金・死亡給付金の税法上のお取扱い	37

免責事由一覧

【1】 死亡給付金を支払わない場合	39
-------------------------	----

約款をお読みいただくに際して

【1】 約款をお読みいただくに際して	40
--------------------------	----

全国支社一覧	99
--------------	----

約款

取扱総則規定約款(2018年9月30日までのご契約)

(この規定の趣旨)	41
第1節 用語の定義	41
1.用語の定義	41
2.給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由	41
第2節 会社の責任開始期	41
1.会社の責任開始期	41
第3節 保険料の払込	42
1.保険料の払込	42
2.保険料の前納	43
3.保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	43
4.保険契約の復活	44
第4節 保険契約の解除等	44
1.詐欺による取消または不法取得目的による無効	44
2.告知義務および保険契約の解除	44
第5節 保険契約内容の変更	46
1.給付金額等の減額	46
2.保険期間の変更	46
3.保険料払込期間の変更	46
第6節 保険契約の更新	46

1. 保険契約の更新	46
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	48
1. 保険期間が終身の保険契約への変更	48
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	49
1. 保険料の振替貸付	49
2. 保険契約者に対する貸付	49
第9節 契約者配当金	50
1. 契約者配当金	50
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	50
1. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更	50
2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者	50
3. 保険契約者の住所または集金場所の変更	51
第11節 契約内容の登録	51
1. 契約内容の登録	51
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	52
1. 給付金等の受取人による保険契約の存続	52
第13節 その他	53
1. 被保険者の業務、転居および旅行	53
2. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理	53
3. 時効	53
4. 管轄裁判所	53
5. デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込	53
6. 給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則	54
7. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則	54
8. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則	54

取扱総則規定約款

第1節 用語の定義	55
1. 用語の定義	55
2. 給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由	55
第2節 会社の責任開始期	55
1. 会社の責任開始期	55
第3節 保険料の払込	56
1. 保険料の払込	56
2. 保険料の前納	57
3. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	57
4. 保険契約の復活	58
第4節 保険契約の解除等	58
1. 詐欺による取消または不法取得目的による無効	58
2. 告知義務および保険契約の解除	58

第5節 保険契約内容の変更	60
1. 給付金額等の減額	60
2. 保険期間の変更	60
3. 保険料払込期間の変更	60
第6節 保険契約の更新	60
1. 保険契約の更新	60
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	62
1. 保険期間が終身の保険契約への変更	62
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	63
1. 保険料の振替貸付	63
2. 保険契約者に対する貸付	63
第9節 契約者配当金	64
1. 契約者配当金	64
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	64
1. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更	64
2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者	65
3. 保険契約者の住所または集金場所の変更	65
第11節 契約内容の登録	65
1. 契約内容の登録	65
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	66
1. 給付金等の受取人による保険契約の存続	66
第13節 その他	67
1. 被保険者の業務、転居および旅行	67
2. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理	67
3. 時効	67
4. 管轄裁判所	67
5. デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込	67
6. 給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則	68
7. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則	68
8. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則	68
9. 既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則	68

無配当個人年金保険(001)普通保険約款

(この保険の趣旨)	70
第1編 普通規定	70
1. 用語の定義	70
2. 年金の種類および型	71
3. 年金、死亡一時金および死亡給付金の支払	71
4. 保険料の払込免除	74
第2編 共通規定	75

もくじ

第3編 特別規定	76
1. 保険料の払込方法(回数)	76
2. 解約	76
3. 払戻金	76
4. 年金受取人および後継年金受取人	76
5. 保険契約内容の変更	77
6. 追加指定契約として締結する場合の特則	78
夫婦年金特則	79
疾病高度障害状態不担保特則	81
保険組立特約	83
指定代理請求特約	86
別表	89
請求書類	95

別表

1. 不慮の事故	90
2. 高度障害状態	90
3. 身体障害状態	91
5. 病院または診療所および入院	92

請求書類

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類	96
② その他の請求に必要な書類	96
③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等	97

主な保険用語のご説明

あ行	
一時払保険料相当額 (いちじばらいほけんりょうとうそうがく)	ご契約の申込時にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には一時払保険料に充当されます。
受取人 (うけとりじん)	死亡給付金などを受け取る人をいいます。 例：死亡給付金の受取人はご契約者がお申込み手続き画面または申込書で指定した方

か行	
解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
解約 (かいやく)	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以降の保障はなくなります。
解約払戻金 (かいやくはらいもどしきん)	解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
基準応当日 (きじゅんおうとうび)	契約基準日の月単位の応当日(月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日)のことをいいます。
契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。 とくに月単位の契約応当日といったときは、各月ごとの契約日に対応する日をさします。
契約基準日 (けいやくきじゅんび)	指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。
契約年齢 (けいやくねんれい)	被保険者の年齢は契約日時点での満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。 例：24歳7ヵ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。
契約日 (けいやくび)	通常は保障が開始される日をいい、保険期間などの計算の基準日になります。
契約見直し (けいやくみなおし)	これまでご契約されていた契約の責任準備金や契約者配当金等(見直し価格)を、新しい契約の保険料支払いの一部に充当し、新しい契約に切り替える制度です。
後継年金受取人 (こうけいねんきんうけとりじん)	年金受取人が死亡されたときに、年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を継承する人のことをいいます。
告知義務 (こくちぎむ) と 告知義務違反 (こくちぎむいはん)	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことについて、ありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことについて報告をいただいていなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること(解除)ができます。

さ行	
指定契約 (していけいやく)	保険組立特約が付加され、指定された保険契約のことをいいます。
指定代理請求人 (していだりせいきゅうにん)	代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した人です。
支払事由 (しはらいじゆう)	死亡給付金等をお支払いする要件をいいます。 例：被保険者の死亡
主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
診査 (しんさ)	診査扱のご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断を利用した健康診断書等にもとづく方法、生命保険面接士による面接報告による方法などもあります。
責任開始期・責任開始日 (せきにんかいしき・せきにんかいしび)	当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、通常、責任開始日は契約日（復活の場合は復活日）となります。
責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の給付金等をお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から保険会社が積み立てておく準備金のことをいいます。
総則規定・総則別表 (そうそくきてい・そうそくべつぴょう)	取扱総則規定約款のことで、各保険における共通の取扱いについて規定したものです。また、総則別表とは、総則規定の別表をいいます。

た行	
特約 (とくやく)	特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。

な行	
年金 (ねんきん)	被保険者が約款に定める年金支払事由に該当されたときに、お支払いするお金のことをいいます。
年金受取人 (ねんきんうけとりにん)	年金を受け取る人のことをいい、年金支払開始日にご契約上の一切の権利義務を承継します。
年金原資 (ねんきんげんし)	年金支払開始時における将来の年金をお支払いするために必要なお金のことをいい、基本年金額を計算するための基準となる金額になります。
年金支払開始日 (ねんきんしはらいかいしび)	年金の支払を開始するための基準となる日をいい、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日のことをいいます。
年金支払証書 (ねんきんしはらいしょうしょ)	年金の種類・基本年金額・年金保障期間など、年金についての内容を記載したものをいいます。年金支払証書は第1回の年金をお支払いする際にお届けします。

な行	
年金支払日 (ねんきんしはらいび)	第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については年金支払開始日の1年ごとの応当日をいいます。
年金保障期間 (ねんきんほしょうきかん)	確定年金において、年金をお支払いする期間のことをいいます。

は行	
被保険者 (ひほけんしゃ)	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。
復活 (ふっかつ)	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、当社所定の金額のお払い込みや告知・診査などが必要になります。
保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから満了するまでの期間をいいます（保険料払込期間とは一致しないこともあります）。
保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます（契約者・ご契約者ともいいます）。
保険証券 (ほけんしょうけん)	ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険年度 (ほけんねんど)	契約日または毎年契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。契約日から最初の1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度・・・といいます。

ま行	
免責事由 (めんせきじゆう)	支払事由が発生しても、例外として死亡給付金などをお支払いしない事由をいいます。 例：ご契約後2年以内の自殺

や行	
約款 (やっかん)	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款（各普通保険約款と取扱総則規定約款から構成されます）と特約条項があります。
予定利率 (よていりりつ)	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。

特長としくみ

【1】「保険組曲Best」(一時払)の特長としくみ

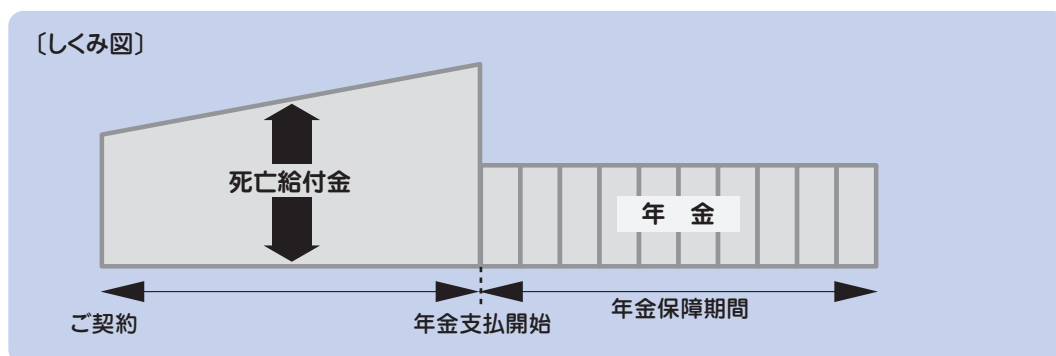
1. 販売名称

- 「保険組曲Best」は、「保険組立特約」を付加した個人年金保険などの単体の保険を、組み合わせた総合型生命保険の総称です。
※保険料が一時払の場合は、単体でのお取扱いとなります（指定代理請求特約などの当社所定の特約は付加することができます）。
- 一時払で取扱い可能な主契約・特約は、つぎのとおりです。

主契約	特約
個人年金保険	保険組立特約 指定代理請求特約

2. 特長

- 個人年金保険は老後に備える資金準備のための保険です。
- お手持ちの資金を活用し、保険料を一時払でお支払いいただけます（以後の保険料のお支払い込みは不要です）。



【2】契約割引制度

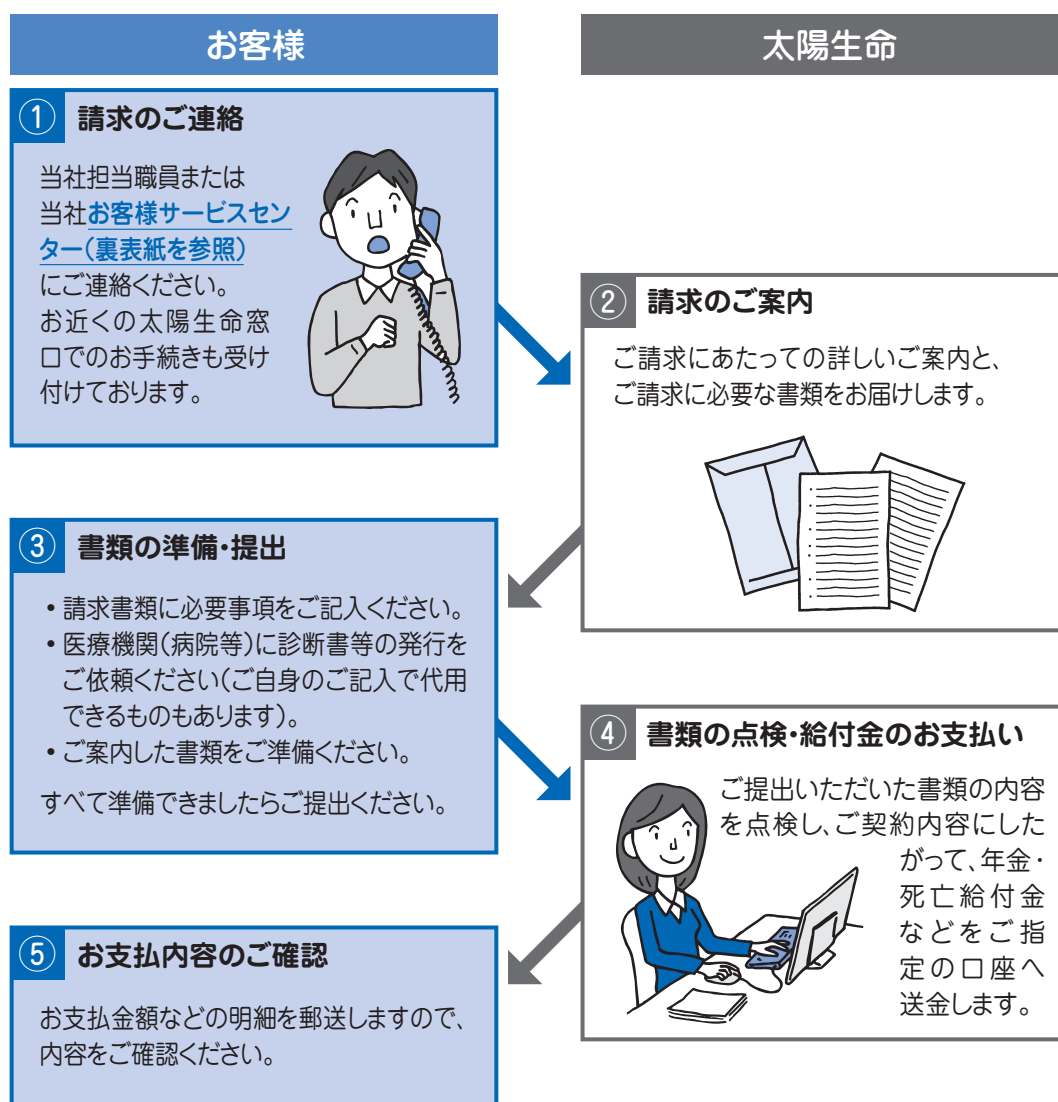
- 保険料月払の保険組曲Bestには保険金額・お払込保険料に応じて保険料が割引となる契約割引制度があります。ただし、保険料一時払の保険組曲Bestには保険料の割引はありません。

年金・死亡給付金などの請求

【1】死亡給付金などの請求方法

1. ご請求手続きの流れ

- 被保険者が亡くなられた場合、まずは太陽生命へご連絡ください。
- 死亡給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、死亡給付金などのお支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。
- 個人年金保険では、年金のお支払いの時期が近づきますと、当社より年金請求案内を送付します。



参照 14 ページ

年金・死亡給付金などをお支払いできない場合

2. ご連絡をいただく前の確認

- 「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」(当冊子)をご用意ください。

3. 請求書類について

- 請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。[これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。](#)

4. お支払いできない場合

- 当社では、ご提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払いの判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、死亡給付金などをお支払いできない場合があります。
※詳しくは、「年金・死亡給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

5. お支払いなどのご確認について

- 年金・死亡給付金などのご請求に関し、当社で委託した業務士などがご請求内容などの確認のため、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などに電話または訪問をさせていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会・確認をさせていただくことがあります。

6. 年金支払証書の発行

- 第1回の年金をお支払いするときは、年金受取人に年金支払証書を発行します。

7. 年金・死亡給付金などのお支払時期について

- 年金・死亡給付金などは、必要な請求書類が当社に到着した日(*1)の翌日から起算して、5営業日(*2)以内にお支払いします。

(*1) 請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

(*2) 営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。(2018年8月現在)

- ・土曜日・日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月30日から翌年1月4日まで

ただし、当社に提出された書類だけでは死亡給付金などのお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限(請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数)は、つぎのとおりとなります。

これらの期間を経過して死亡給付金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

死亡給付金などをお支払いするための確認などが必要な場合		支払期限
(1) 死亡給付金などをお支払いするための確認が必要な場合	・支払事由発生の有無の確認が必要とき ・免責事由に該当する可能性があるとき ・告知義務違反に該当する可能性があるとき ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき	45日以内
(2)(1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日以内
	・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会	90日以内
	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者、死亡給付金などの受取人または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	120日以内
	・日本国外における調査	150日以内
	・災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を死亡給付金などの請求者に対してご連絡します。

※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などが、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき(当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は死亡給付金などのお支払いはいたしません。

※詳しくは、約款の「年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

- 死亡給付金などのお支払いに関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター

電話番号：0120-97-2111（通話無料）

受付時間：月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時

（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は除きます）

参照 73 ページ

個人年金保険約款第
10 条

参照 67 ページ

取扱総則規定約款第
35 条

8. 年金・死亡給付金などの請求に関して訴訟となった場合

- 年金・死亡給付金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

！ご注意

●時効について

年金・死亡給付金・解約払戻金などを請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

【2】指定代理請求特約について

- 指定代理請求特約を付加した場合、被保険者が年金を請求できないつぎのような特別な事情（※）があるときに、**あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が年金を請求できます。**

（※）請求できない特別な事情

・ 傷害または疾病により年金の請求を行う意思表示が困難であること など

代理請求の対象となる年金	指定代理請求人の範囲
・ 被保険者が受け取る年金	年金の請求時点において、つぎのいずれかに該当する1名の方 (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族 (2) 被保険者と同居または生計を一にしている（1）以外の方（※） (3) 被保険者の療養看護に努める方、または財産管理を行っている方（※） (4) (2) および (3) に掲げる方と同等の特別な事情がある方（※）

（※）年金の請求時点において、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、年金の受取人等のために年金を請求すべき相応の理由があると会社が認める方にかぎります。

- ・ 指定代理請求特約を付加した場合、ご契約者は、指定代理請求人に、指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
- ・ 指定代理請求特約は、中途付加することができます。
- ・ ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- ・ 指定代理請求人は、年金の請求時にも上記の指定可能な方の範囲を満たしている必要があります。
- ・ 指定代理請求特約は、保険契約者が法人の場合は付加できません。また、保険契約者を法人に変更された場合には、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ・ 指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や年金の支払事由に該当したことを証する書類などに加え、指定代理請求人の範囲内であることを証する書類を提出いただきます。

！ご注意

- 指定代理請求特約を付加されていない場合は、被保険者が年金を請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。
- つぎに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
 - ・故意に年金の受取人を年金の請求ができない特別な事情に該当させた者

年金・死亡給付金などのお支払い

【1】主契約の保障内容

1. 取扱総則規定約款

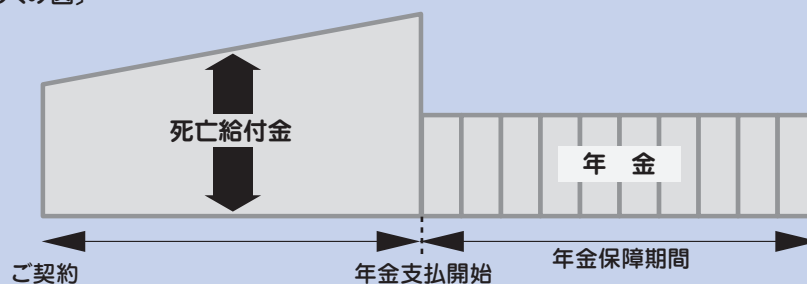
- この規定は、保険組曲Bestの各保険に共通するお取扱いについてまとめたものです。保険組曲Bestの各保険の主なお取扱いに関してはこの規定が適用されます。
- 主な内容
 - ・会社の責任開始期
 - ・保険契約の解除等
 - ・保険契約内容の変更
 - ・保険契約者に対する貸付
 - ・契約者配当金
 - ・保険契約者または死亡給付金等の受取人の変更 など

2. 無配当個人年金保険 (001)

被保険者が、年金支払開始日前に死亡されたときに死亡給付金を、年金支払開始日に生存されていたときに年金をお支払いします。

確定年金（年金の型：定額型）

〔しくみ図〕



〔ご参考〕

保険組曲Bestは月払の場合、いろいろな保険を組み合わせることができますが、一時払の場合は、単体でのご契約となります。

●保障内容

【年金支払開始日前】

給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金 (支払金額)	受取人
被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき	死亡給付金 (所定の死亡給付金額 (* 1))	死亡給付金 受取人

(* 1) 所定の死亡給付金額は、つぎのとおり計算した金額です。詳しくは、無配当個人年金保険(001)普通保険約款 別表2の「死亡給付金額」をご覧ください。

参照 82 ページ

個人年金保険約款別表2

●保険料一時払の保険契約の場合

(一時払保険料)

$$+ \left[(\text{年金原資}) - (\text{一時払保険料}) \right] \times \left(\frac{\text{経過月数}}{\text{契約日から年金支払開始日の前日までの月数}} \right)$$

【年金支払開始日以後】

年金の種類	年金をお支払いする場合	お支払いする年金 (支払金額)	受取人
確定年金	被保険者が年金支払開始日に生存されており、かつ、年金保障期間中の年金支払日が到来したとき	年金 (基本年金額)	年金 受取人 (* 2)

(* 2) 年金受取人は、ご契約者または被保険者のうち、ご契約者が指定した方となります。

●年金の一括前払のお取扱い

年金受取人は、年金支払開始日以後、つぎのとおり一括前払の取扱いを行うことができます。

年金の種類	請求対象範囲	支払金額
確定年金	まだ年金支払日が到来していない年金保障期間中の年金	年金保障期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額

！ご注意

- この保険における年金の種類・年金の型は、それぞれ確定年金・定額型のみのお取扱いとなります。
- 元本欠損について（お受取額と一時払保険料との関係）
 - ・この保険の保険料の一部は、生命保険の運営に必要な経費などにあてられます。したがって、ご契約後短期間で解約されたり、年金の一括前払を請求された場合などは、お支払いする金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 責任開始期(ご契約時・復活時など)前または年金支払開始後に支払事由に該当しても、死亡給付金をお支払いすることはできません。

【2】特約の内容

1. 複数の保険（主契約）を組み合わせる特約

保険組立特約

- 保険契約者が同一である主契約ごとに付加することにより、付加された保険契約を指定契約とし、指定契約の取扱いを定めることを主な内容とする特約です。
※保険料が一時払の場合は、単体でのお取扱いとなります。

2. その他の特約

指定代理請求特約

- 被保険者である年金受取人が請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が年金を請求することができる特約です。詳しくは「年金・死亡給付金などの請求」の「【2】指定代理請求特約について」をご覧ください。

参照 9 ページ

指定代理請求特約について

年金・死亡給付金などをお支払いできない場合

【1】年金・死亡給付金などをお支払いできない場合

年金・死亡給付金などのお支払いは、約款の規定にもとづいてお取り扱いしますが、以下のように年金・死亡給付金などをお支払いできない場合があります。

1. 支払事由に該当しても死亡給付金などをお支払いできない場合

- 支払事由に該当しても死亡給付金などをお支払いできない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・約款に規定された免責事由（死亡給付金などを支払わない場合等）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）

参照 39 ページ

免責事由一覧

2. 告知義務違反による解除の場合

- 告知義務違反による解除により、死亡給付金などを支払わない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき
 - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき
- ※ただし、告知義務違反の対象になった原因と死亡給付金などの請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、死亡給付金などをお支払いします。

参照 58 ページ

取扱総則規定約款第
12 条

3. 重大事由による解除の場合

- 重大事由による解除により、年金・死亡給付金などを支払わない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ①ご契約者または受取人等が年金・死亡給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき
 - ②受取人に年金・死亡給付金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
 - ③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（*1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（*2）を有していると認められるとき
 - ④他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき
 - ⑤ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者、被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき
- ※上記の事由が生じた以後に、年金・死亡給付金などのお支払事由が生じた

参照 59 ページ

取扱総則規定約款第
14 条

ときは、当社は年金・死亡給付金などをお支払いしません（上記③の事由にのみ該当した場合で、年金・死亡給付金などの受取人が複数の場合、年金・死亡給付金などのうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた年金・死亡給付金などを除いた額を、他の受取人に支払います）。当社は、すでに年金・死亡給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

- (※1) 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは年金・死亡給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

4. 詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

- 詐欺による取消または不法取得目的による無効により、年金・死亡給付金などを支払わない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）
 - ・年金・死亡給付金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）
- ※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

5. ご契約が失効している場合

- ご契約が失効しているときは、その後、年金・死亡給付金などの支払事由が生じても年金・死亡給付金などをお支払いできません。

※死亡給付金などをお支払いする場合・お支払いできない場合については、次ページの具体例をご参照ください。

参照 58 ページ

取扱総則規定約款第
10 条

【2】お支払いできない場合などの事例

- 死亡給付金をお支払いする場合・できない場合の主な事例はつぎのとおりです。
なお、ご契約内容によっては、異なる場合がありますので、必ずご契約の内容をご確認ください。また、「お支払いする場合」の例でも、「【1】年金・死亡給付金などをお支払いできない場合」にあてはまるときは死亡給付金などをお支払いできないことがあります。

事例

死亡給付金のお支払い（自殺による免責）

	お支払いする場合	お支払いできない場合
事例	被保険者が責任開始日（契約日）から3年後に自殺をされたとき	被保険者が責任開始日（契約日）から1年後に自殺をされたとき
解説	死亡給付金の免責事由に該当しないため、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。	死亡給付金の免責事由の「責任開始日（契約日）から起算して2年以内の自殺」に該当するため、死亡給付金をお支払いしません。

お申込みに際して

- ご契約の前には、必ず「契約概要（設計書）」、「意向把握・意向確認書」、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」の内容についてご説明いたします。内容を十分ご確認のうえお申込みください。

【1】お申込みの流れ

お客様のご意向に沿った、保険商品のご提案を行うための情報提供をいただきます（個人情報のお取扱いについてご了承ください）。



お客様のご意向を確認しながら、おすすめするプランを「契約概要（設計書）」で説明します。とくにつぎの点などについては、取扱者が口頭で説明しますので、ご了解ください。

- ① 「契約概要（設計書）」には、とくにご確認いただきたい契約の内容等に関する重要な事項が記載されていること
- ② 記載された支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示していること



「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」を説明し、「ご契約のしおり・約款」（Web版と冊子版から選択できます。冊子版の場合、原則後送となります。）をお渡しします。また、お申込みいただくプランがお客様の意向と合致しているかを「意向についてのご確認画面」または「意向把握・意向確認書」で確認させていただきます（意向と合致していない場合は、取扱者にお申し出ください）。

注意喚起情報は、とくにつぎの点などについては、取扱者が口頭で説明しますので、ご了解ください。

- ① 「注意喚起情報」には、ご契約の申込みに際してとくにご注意ください事項が記載されていること
- ② 年金・死亡給付金などをお支払いできない場合など、お客様にとってとくに不利益な情報が記載された事項を読むことが重要であること
- ③ 現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本保険商品のお申込みを検討されている場合、お客様にとって不利益になる可能性があること



お申込み手続き画面または申込書によりお手続きいただきます（その後、一時払保険料をお払い込みいただきます）。

【2】 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

【3】 当社の生命保険募集人の権限

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。

- 当社では、ご契約内容変更などの手続きは一部を除いて、当社の職員経由もしくは本社・支社の窓口または郵送でお取り扱いしております。詳しくはもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【4】 責任開始期について

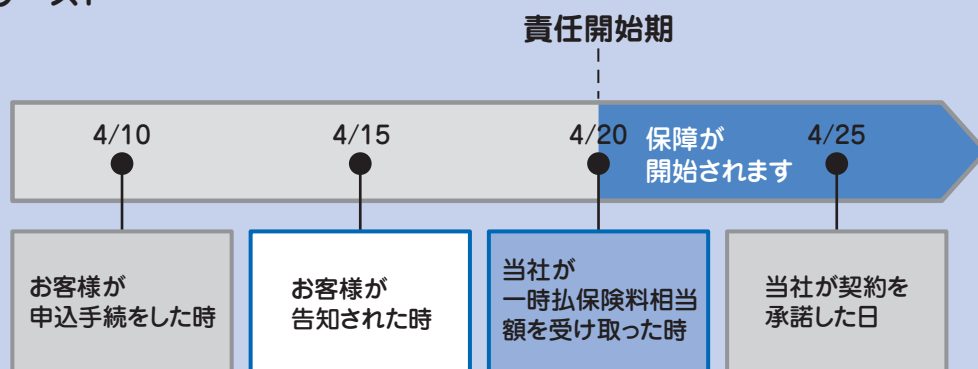
- お申込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料（相当額）を当社職員が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保障を開始します。
※ただし、一時払保険料（相当額）を当社職員へ現金以外でお払い込みいただいた場合には、つぎの時に当社が受け取った時とみなします。

払込方法	当社が受け取ったとみなす時期
デビットカード	当社所定の決済端末による決済が完了した時
当社保険契約の満期保険金などからの差引	保険期間満了日の翌日
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金時

- 責任開始期について図示するとつぎのとおりです。

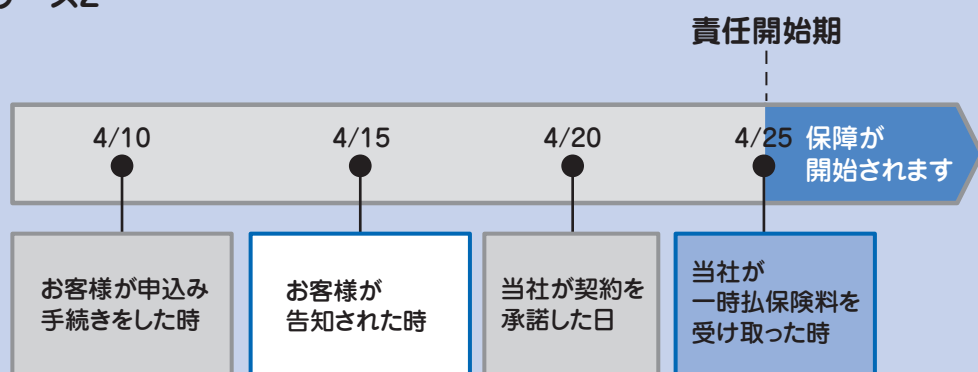
・一時払保険料相当額を受け取った後に、当社が契約の引き受けを承諾したとき

ケース1



・当社が契約の引き受けを承諾した後に、一時払保険料を受け取ったとき

ケース2



【5】保険証券について

- ご契約のお申込みを当社がお引き受けしますと、保険証券をご契約者あてに郵送いたします。
保険証券とお申込みの契約内容が相違していないか、お確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
- 保険証券は、その後の契約内容の変更等各種お手続きを行う場合に必要となります。紛失等されませんよう大切に保管願います。

【6】お申込みの手続

- お申込みの契約内容について、ご契約者・被保険者ご自身がお申込み手続き画面または申込書を十分ご確認ください。なお、申込書によるお手続きの場合は、署名または押印願います。
- 告知書は、被保険者ご自身で正確にご記入（告知）をお願いします。
※告知書とは、告知書面または告知手続き画面をさし、告知とはこれらに記入または入力することをさします（以下同様とします）。

【7】職業などの告知に関するご注意点について

1. 告知の重要性

- ご契約をお引き受けするにあたっては、これを決めるための重要な事項をおたずねすることになります。そのため、ご契約者・被保険者には職業などについて告知していただく義務があります。生命保険は、多数の方が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから危険度が高い職業に従事されている方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。そこで、ご契約にあたっては、現在の職業などお申込み手続き画面または申込書でおたずねする告知事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知をお受けできる権利（告知受領権といいます）は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人(募集代理店等を含みます)には告知受領権がないので、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず、被保険者ご自身で告知してください。

2. 正しく告知されない場合のデメリットについて

- 告知いただくことからは、お申込み手続き画面または申込書の告知事項欄に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（契約日・復活日など）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
 - ・責任開始日（契約日・復活日など）から2年を経過していても、死亡給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
 - ・ご契約を解除した場合には、たとえ死亡給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません（ただし、「死亡給付金の支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、死亡給付金をお支払いすることがあります）。この場合は、所定の解約払戻金があればご契約者にお支払いします。
- ※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況などにより、死亡給付金をお支払いできないことがあります。告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、死亡給付金をお支払いできないことがあります。
この場合、
 - ・責任開始日（契約日・復活日など）からの年数は問いません（告知義務違

参照 58 ページ

取扱総則規定約款第
11 条、12 条、14
条

反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。

- ・ すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

！ ご注意

- 新規加入時のほか、つぎのような場合にも告知が必要です。
 - ・ 他の保険契約からの乗換え
 - ・ 復活時

- 告知に関するお問い合わせ窓口
「告知に関する疑問」、「告知いただいた内容のご照会」などは下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社 契約査定課

電話番号： **0120-506-376**（通話無料）

受付時間：月～金曜日 9時～17時

（土・日・祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

3. 当社が告知義務違反による解除ができない場合

- つぎのような場合は、当社は告知義務違反による解除はできません。
 - ・ 保険契約締結の際、当社が解除の原因を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - ・ 生命保険募集人（募集代理店等を含みます）が、ご契約者や被保険者が告知をすることを妨げたとき、または、告知しないことをすすめたときや事実でないことを告げるようにすすめたとき

【8】 契約確認

- 当社で委託した業務士等が、ご契約のお申込後にご契約のお申込内容や告知内容等についてご確認させていただく場合があります。

【9】 保険料払込時のご注意

- 第1回保険料に充当する金額
 - ・ 当社の営業職員につぎの払込方法によりお払い込みいただく際は、つぎのお取扱いとなります。

参照 24 ページ

新たな保険契約への
乗換えについて

参照 59 ページ

取扱総則規定約款第
13 条

払込方法	お取扱い
現金	当社が領収した旨を、ご契約者の指定する携帯電話にショートメッセージサービス（SMS）で送信または固定電話等にFAXにて送信させていただきますので、ご確認ください。 ショートメッセージサービス（SMS）またはFAXをご利用できない場合などには、「第1回保険料充当金領収証」を発行します。
デビットカード	当社所定の決済端末にてお手続きいただきます。 決済の完了時に確認メッセージが画面に表示されますのでご確認ください。

- つぎの払込方法では、「第1回保険料充当金領収証」の発行等はいりません。
 - ・ ご加入いただいている当社保険契約の満期保険金などの支払金より第1回保険料充当金を差し引く場合（第1回保険料充当金は、「お支払額計算書兼精算書」にてお確かめください）

【10】クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）

- 生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。

- お申込者またはご契約者（以下「お申込者等」といいます）は、つぎの起算日からその日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。

起算日
● つぎのいずれか遅い日 ① 「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」（*1）または「クーリング・オフ制度について記載した書面」（*1）の交付日のいずれか早い日 ② ご契約の申込日 ③ 一時払保険料（相当額）の払込日（*2）

（*1）保険契約の申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。

（*2）払込日は、払込方法ごとにつぎに定める日となります。

払込方法	払込日
現金	領収日
デビットカード	ご利用日

払込方法	払込日
当社保険契約の満期保険金などからの差引	当社保険契約の満期保険金などの支払日
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金日

- お申込みの撤回等は、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により取扱支社または太陽生命本社あてに、つぎの項目をご記入のうえ、発信してください。

- ①お申込みを撤回等する旨
- ②お申込みいただいた商品名
- ③保険契約の申込日
- ④お申込者等の住所・電話番号・氏名（自署）

ご記入例

太陽生命保険株式会社 行

① 私は下記の保険契約の申込みの撤回を行います。

② 商品名 ○○○○○

③ 申込日 ○月○日

④ 住所 ○○県○○市○○町○-○-○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

申込者（契約者） ○○ ○○

お申込者（ご契約者）ご自身でご署名ください。

- お申込みの撤回等をされた場合には、お申込み時に当社が受領した金額をお返しします。
- 当社はお申込者等に対し、お申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に年金・給付金などの支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、お申込者等が年金・給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

！ ご注意

- つぎの場合などには、お申込みの撤回等の取扱ができません。
 - ①法人契約
 - ②債務履行の担保のための保険契約
 - ③既存の保険契約の内容変更（基本年金額の減額など）に関する取扱い

【11】新たな保険契約への乗換えについて

「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約」をご検討されているお客様は、以下の事項にご留意ください。

- 現在ご契約されている保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをされる場合、一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う等、ご契約者にとって不利益となる場合があります。
- 一般の契約と同様に告知義務があります。
 - ・「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始期」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
 - ・告知の内容によっては、新たなご契約の引き受けができないことがあります。また、その告知をされなかったためにご契約が解除・取消となることもあります。
- 詐欺による契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

【12】元本欠損について(お受取額と一時払保険料との関係)

- この保険の保険料の一部は、死亡給付金や生命保険の運営に必要な経費などにあてられます。したがって、ご契約後短期間で解約されたり、個人年金保険で年金の一括前払を請求された場合などは、お支払いする金額が一時払保険料を下回ることがあります。

【13】個人情報のお取り扱いについて

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報について適正な取扱いに努めています。

1. 個人情報の取得・利用目的

- 当社はお客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。
なお、当該個人情報は既に取得しているものも含まれます。
 - ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

④その他保険に関連・付随する業務

※当社は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間終了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、当社が申込関係書類等を取得した場合、それらの書類は返却いたしません。

2. 医療・健康等の機微（センシティブ）情報のお取扱い

- 当社はお客様の機微（センシティブ）情報については、各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に開示する場合があります。なお、機微（センシティブ）情報には、当社が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

3. 個人情報の第三者提供の制限

- 当社は業務上必要な範囲を超えて、個人情報を第三者に提供いたしません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。
 - ①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合
提供する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、健康状態等です。提供する手段または方法は、郵送等による書面問合せの方法によります。なお、この場合、当該医療機関や確認会社等の関係先より、当社が個人情報の提供を受けることもあります。
 - ②当社は引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、かかる場合（既に再保険出再契約を締結している場合を含みます）に、再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合
提供する手段または方法は、契約時にご提出頂いた書類がある場合は、その送付もしくは、当社が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信によります。（個人情報の取扱いについては、再保険会社との再保険契約の中で、当社と同等の水準の個人情報保護水準を求めています。）
 - ③当社の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、面接士、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合
 - ④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）
 - ⑤団体（集団）扱にてお払込みの保険契約について、保険料の引き去り、配当金のお支払い、年末調整などの事務処理に必要な情報を団体（集団）へ提供する場合

※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）の詳細については、当社のホームページ（<http://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

！ご注意

- 上記の内容は2018年8月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

【14】本人特定事項等の確認について

- 当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更されたときは、すみやかに、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【15】支払査定時照会制度について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。
相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
- また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

- 当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ (<http://www.taiyo-seimei.co.jp/>) をご覧ください。

【16】当社の組織形態および株式会社の運営について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように「社員」として会社の運営に参加することはできません。

【17】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$= 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

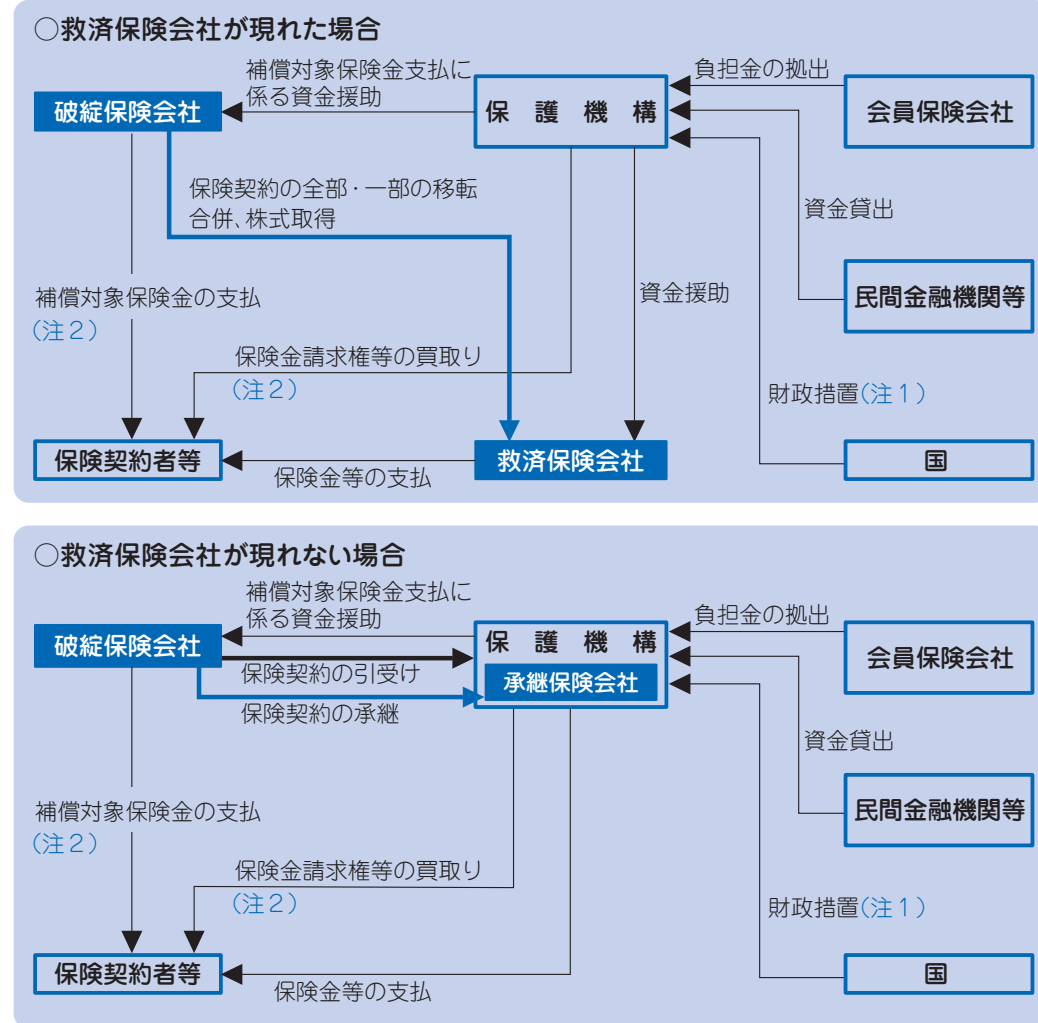
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を

拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

(※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

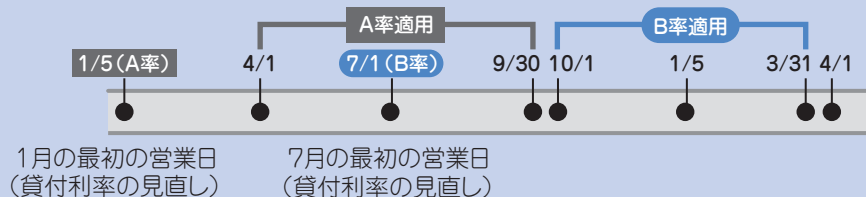
ご契約後について

【1】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について

途中でお金がご入用のときに、必要な資金をお貸しする、「契約者貸付制度」をご利用いただけます。

貸付金額の範囲	解約払戻金の一定の範囲内（最低1,000円以上）。 (注) 年金額などによりお貸付できる金額は異なります。
利息	当社所定の利率で複利計算します。 この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。
返済	全額返済のほか一部返済もお取り扱いします。
精算	年金・死亡給付金などをお支払いする場合または年金額を減額する場合などには、貸付元利金が差し引かれて精算されます。

●貸付利率の見直し時期と適用期間(イメージ)



◇「4/1～9/30」に適用する貸付利率(1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合)
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定(A率の適用)し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。

◇「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率(7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合)
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定(B率の適用)し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

！ご注意

- 貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 契約者貸付の貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 貸付金の元利合計額が解約払戻金をこえた場合は、ご返済がありませんとご契約は効力を失います（一時払の場合を含みます）。万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。

参照 63 ページ

取扱総則規定約款第
21 条

【ご参考】

個人年金保険は年金
支払開始日前に限り
ます。

！ ご注意

- 年金支払開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されないときは、責任準備金からその元利金を差し引き、新たに基本年金額および年金原資を定めます。ただし、新たな基本年金額が当社所定の金額に満たないときは、年金の支払を行わず、差引後の金額を一時に保険契約者に支払い、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。

【2】 契約者配当金について

- この「保険組曲Best」は無配当です。契約者配当金はありません。

参照 64 ページ取扱総則規定約款第
22 条

【3】 受取人・住所などの変更や証券紛失

1. 保険契約者・年金受取人・死亡給付金受取人などの変更

- ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。
保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利や保険料を支払う義務など）は、すべて新しい保険契約者に引き継がれます。
- ご契約者は、被保険者の同意を得て、通知により死亡給付金受取人などを変更することができます。ただし、当社に到着前にすでに死亡給付金などを変更前の受取人に支払っていた場合は、その後、変更後の受取人から請求を受けても当社は死亡給付金などをお支払いしません。
- ※ 死亡給付金受取人などを変更する場合は、当社所定の請求書類などを当社担当職員へ提出いただくかまたは当社まで郵送願います。
- 個人年金保険のご契約者は、年金支払開始日前までは、被保険者の同意を得て、通知により年金受取人・後継年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は、保険契約者または被保険者のいずれかとなります。
- ご契約者は、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人などを変更することができます。ただし、被保険者の同意が必要です。

参照 64 ページ取扱総則規定約款第
23・24 条**参照** 77 ページ個人年金保険約款第
20 条**！ ご注意**

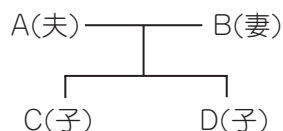
- 死亡給付金受取人などの変更について
 - ・ 死亡給付金などの支払事由発生後の受取人の変更はできません。
 - ・ 遺言による変更の場合は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。

お願い

- 死亡給付金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡願います。
 - ・新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをお願いします。
 - ・死亡給付金受取人が死亡された時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が新たな死亡給付金受取人となります。具体的には、つぎのような取扱いとなります。

(例)

保険契約者・被保険者 Aさん(夫) 死亡給付金受取人 Bさん(妻)



Aさんより先にBさんが死亡し、その後Aさんが死亡した場合



Bさんが死亡した時に、Bさんの法定相続人である、AさんとCさんとDさんが死亡給付金受取人になります（ただし、死亡保険の場合は、被保険者であるAさんは実際は受取人にはなれません）。その後、Aさんが死亡した場合は、CさんとDさんが死亡給付金受取人になります。この場合、CさんとDさんの受取割合は均等となります。

！ご注意

- 生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、税法上の取扱いが異なりますので、変更にあたっては事前に十分ご確認ください。（税法上の取扱いについては、「税金について」をご覧ください。）

2. 指定代理請求特約の中途付加・指定代理請求人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求特約の中途付加または指定代理請求人の変更をすることができます。この場合、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

3. 住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き

- つぎのような場合には、すみやかに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
 - ・転居、住居表示の変更などにより、ご住所・電話番号が変更されたとき
 - ・ご契約者・被保険者・受取人などが改姓または改名されたとき
 - ・保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたとき

参照 36 ページ

税金について

- 当社ホームページにおいても、つぎのお手続き等が可能です。

・住所の変更 ・保険証券の再発行 ・指定代理請求特約の中途付加

なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど、所定の条件があります。

※上記のお取扱いは2018年9月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【4】ご解約と解約払戻金について

参照 76 ページ

個人年金保険約款第
17 条

1. 解約について

- 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡給付金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
したがって、この保険を解約されますと、解約払戻金はお払込保険料より少ない金額になることがあります。とくに、ご契約後短期間で解約されますと、解約払戻金はお払込保険料より少ない金額になります。
- 解約はいつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。
- 一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

解約払戻金の額は契約年齢、経過年月数などによって異なります。

2. 解約した場合の特約等の取扱い

- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約等も同時に解約となります。

3. 解約払戻金の請求について

- ご契約を解約される場合には、解約払戻金をご請求ください。解約払戻金額は、当社の定める方法によって計算します。
- ご継続を迷われた場合は、ぜひお気軽に当社担当職員または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご相談ください。

・お金がご入用のとき・・・契約者貸付制度があります。

お願い

- ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者から保険契約を解約して欲しい旨のお申し出があった場合は、解約についてご検討ください。解約される場合は、ご契約者からのお申し出が必要です。

【5】受取人によるご契約の継続について

- 債権者等が、解約払戻金等の差押えを目的として、保険契約の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到着した日の翌日から1ヵ月を経過した日に効力を生じるものとします。
- 債権者等から、保険契約解約の請求があった場合は、当社はご契約者に対しその旨のご連絡をします。なお、上記の解約請求があった場合でも、所定の要件を満たしている給付金等の受取人は、ご契約者の同意を得て、解約払戻金相当額(*)を債権者等に支払う(介入する)ことでご契約を継続することができます。
(*)解約払戻金相当額とは債権者等からの解約通知が当社に到達した日に解約の効力が生じるものとした場合、当社が債権者等に支払うべき金額のことをいいます。

【6】ご契約後の保障見直しについて

- 所定の要件を満たしていれば、契約見直し制度を利用して保障内容を見直すことができます。

税金について

！ ご注意

- 本項記載の税務のお取扱いは、2018年8月現在の税制にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容が変更されることがあります。個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 保険料一時払の個人年金保険は、税法上、個人年金保険料税制適格特約を付加することができないため、一般生命保険料控除の対象となります。

【1】生命保険料控除について

- 一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料をお払い込みになった場合には、年間払込保険料（※1）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。

（※1）年間払込保険料とは、当年中（1月から12月まで）にお払い込みいただいた保険料です。

（以下同様とします）

- 生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項 目	内 容
対象となる 保険契約	・受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎります。
対象となる 保険料	・年間払込保険料の合計額です。ただし、身体の傷害のみに基因して保険金・給付金などが支払われる保険・特約（災害保険・傷害保険など）は、生命保険料控除の対象外となります。 ※保険料払込方法が一時払のご契約の場合、一時払保険料をお払い込みになられたその年のみ生命保険料控除が適用されます。

- 生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社から毎年郵送される「生命保険料控除証明書」が必要になりますので、大切に保管してください。

■所得税の所得控除額

- ・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとりの金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) + 20,000円

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
80,000円をこえるとき	一律40,000円

■住民税の所得控除額

・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおり金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

！ ご注意

- この生命保険料控除の内容は、契約日・更新日が2012年1月1日以降のご契約に適用されます。
- 契約日・更新日が2011年12月31日以前のご契約がある場合など、上記と異なる取扱となることがあります。

【2】年金・死亡給付金の税法上のお取り扱い

1. 死亡給付金の税法上のお取り扱い

- ご契約者、被保険者、死亡給付金の受取人の関係により、つぎのとおりお受け取りになる死亡給付金にかかる税金が異なります。

[死亡給付金をお受け取りのとき]

契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	 夫	 夫	 妻	相続税 (*)

契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と受取人が同一人の場合				所得税 (一時所得)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人の場合				贈与税

(*)ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金(保険契約が複数ある場合は合算します)の受取人が相続人の場合は、死亡給付金に相続税が課税されますが、所定の金額までは非課税扱となります。

2. 年金の税法上のお取扱い(個人年金保険)

- ご契約者、年金の受取人の関係により、つぎのとおりお受け取りになる年金にかかる税金が異なります。

[年金をお受け取りのとき]

契約形態	ご契約例			課税の種類	
	ご契約者	被保険者	受取人	年金受給権取得時	毎年の受取時
ご契約者と年金受取人が同一人の場合				—	所得税 (雑所得)
ご契約者と年金受取人が別人の場合				贈与税 (*)	

(*)年金を受け取ることとなった権利の評価額について、課税されます。

！ ご注意

- 保険料一時払の個人年金保険にご加入の場合、契約日から5年以内に減額または解約されたときには、収入(減額・解約時の受取額)から必要経費(減額・解約部分の一時払保険料相当額)を差し引いた金額に対して、一律20.315%(所得税・住民税・復興特別所得税の合計)の源泉分離課税が適用され、税金が源泉徴収されます。
- 2037年まで復興特別所得税として、各年分の納付すべき所得税の額の2.1%があわせて課されます。

免責事由一覧

【1】死亡給付金を支払わない場合

名 称	免責事由
死亡給付金	・ 責任開始日から起算して2年以内の自殺（*1） ・ 保険契約者の故意 ・ 死亡給付金受取人の故意（*2） ・ 戦争その他の変乱（*3）

（*1）自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められる場合には、死亡給付金をお支払いすることがありますので、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

（*2）被保険者を死亡させた受取人が死亡給付金の一部の受取人である場合は、死亡給付金の残額を他の受取人に支払い、支払わない部分の（当社の定める方法により計算した）責任準備金をご契約者にお支払いします。死亡給付金受取人が保険契約者の場合は、保険契約者の故意となり死亡給付金は支払われません。

（*3）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。

約款をお読みいただくに際して

【1】約款をお読みいただくに際して

この約款をお読みいただく際の参考としてください。なお、当社の定める取扱基準等は、将来変更することがあります。

■解約払戻金について

当社の定める方法によって計算される解約払戻金については、別途お渡しする「解約払戻金額等試算例表」などをご覧ください。

■保険契約者に対する貸付（契約者貸付）について

契約者貸付ができる保険種類についての貸付利率は、当社ホームページをご覧ください。か、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

■総則規定・総則別表について

各保険に共通の規定は、取扱総則規定約款（総則規定といいます）に記載されています。なお、総則規定の別表を総則別表といいます。

取扱総則規定約款（2018年9月30日までのご契約）

（平成30年4月1日改正）

（この規定の趣旨）

この取扱総則規定約款は、この取扱総則規定約款を適用することを各普通保険約款に定める保険契約を締結する場合に適用され、各普通保険約款における共通の取扱について規定しています。

この取扱総則規定約款が適用される保険契約の普通保険約款は、締結する保険契約に応じて、各普通保険約款および取扱総則規定約款で構成され、各普通保険約款および取扱総則規定約款が同時に適用されるものとします。

第1節 用語の定義

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この規定において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
給付金（額）等	各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
支払事由	給付金等を支払う場合のことをいいます。
総則別表	この規定の別表のことをいいます。
請求書類別表	この規定の請求書類別表のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約または保険契約内容の変更が行われた場合の増額部分については、最後の復活または保険契約内容の変更の際の責任開始期のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
死亡保険金等	死亡給付金、満期保険金および遺族年金を含みます。

② この規定において使用する保険種類の名称には、同じ名称の中で特に区別する場合を除いて、付されている番号、「（無解約払戻金型）」および「（低解約払戻金型）」の表示を省略して記載します。

2. 給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由

（給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由）

第2条 保険契約における給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由に関する規定については、各普通保険約款の第1編（普通規定）または特則に定めるものとします。

第2節 会社の責任開始期

1. 会社の責任開始期

（会社の責任開始期）

第3条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ② 会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。
- ④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。
- (1) 会社名

- (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金等（死亡払戻金を含みます。）の受取人および年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）
 - (6) 保険期間
 - (7) 遡増期間
 - (8) 給付金額等およびその支払方法
 - (9) 年金倍率
 - (10) 保険料およびその払込方法
 - (11) 契約日
 - (12) 保険証券を作成した年月日
- ⑤ 保険料一時払の保険契約のときは、第1項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

第3節 保険料の払込

1. 保険料の払込

（保険料の払込）

- 第4条 第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第1項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
- ② 第2回以後の保険料が払込期月中に払い込まれなかった場合、会社は保険契約者につぎの事項を通知します。
- (1) 保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと
 - (2) 猶予期間
 - (3) 猶予期間の満了する日までに保険料が払い込まれないときは、猶予期間の満了する日の翌日から保険契約が効力を失うこと
- ③ 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約もしくは特約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料（特約が消滅したときは、その払込を要しなくなった金額）を保険契約者に払い戻します。ただし、給付金等（死亡払戻金を含み、保険契約または特約の消滅をとともうものおよび年金にかぎります。）を支払うときは、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除き、給付金等（死亡払戻金を含みます。）とともにその受取人に払い戻します。
- ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者（死亡払戻金を支払う場合で、死亡払戻金受取人を指定している場合は死亡払戻金受取人）は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑥ 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（保険料払込の猶予期間）第4項の規定を準用します。
- ⑦ つぎの各号により保険料が会社の定める金額に満たなくなる場合、会社の定める範囲内で保険料の前納により払い込むことを要します。
- (1) 給付金額等の減額が行われたとき
 - (2) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき

（保険料の払込方法（経路））

- 第5条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。）
 - (3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

- ② 前項第2号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第7条第1項の猶予期間中にその未払込保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。
- ③ 第1項第2号の方法による場合、第7条第1項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
- ⑤ 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号、第3号、第5号または第6号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ⑥ 保険契約者は、第1項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎりません。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一人であることを要します。

2. 保険料の前納

（保険料の前納）

第6条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて6か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割り引きします。

- ② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。
- ③ つぎの各号の場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 将来の保険料の払込を要しなくなったとき
 - (3) 無配当個人年金保険契約または無配当長寿生存年金保険契約（以下「個人年金保険契約等」といいます。）の年金支払開始日が到来するとき（ただし、あらかじめ保険契約者から申出がないときは、保険契約の責任準備金に充当し、会社の定める方法により、新たに年金の金額を定めます。）
- ④ 前項第1号の場合、つぎの各号の給付金等を支払うときは、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）とともにその受取人に払い戻します。ただし、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除きます。
 - (1) 保険契約の消滅をともなう給付金等
 - (2) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、個人年金保険契約等の年金を除きます。）
- ⑤ 特則の給付金が支払われたことにより特則が消滅した場合、特則部分の前納保険料の残額があるときは、払い戻すべき金額を給付金等とともにその受取人に払い戻します。

3. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第7条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

- ② 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する給付金等（死亡払戻金を含みます。）があるときは、その給付金等を支払います。
- ④ 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険契約の失効）

第8条 保険料が払い込まれないまま前条第1項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約払戻金があるときは、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を請求することができます。

4. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

第9条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約の解約後は、保険契約を復活することはできません。

- ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－1）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 前条の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。
- ④ 第21条（保険契約者に対する貸付）第6項の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。
- ⑤ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の復活を承諾した後に第3項および前項の金額を受け取った場合
その金額を受け取った時
 - (2) 第3項および前項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑥ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

第4節 保険契約の解除等

1. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

第10条 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活の際の詐欺の場合には、復活を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

- ② 保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、保険契約を無効（復活の場合には、復活を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

2. 告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

第11条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第12条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその給付金等の受取人が証明したときは、会社は、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
- ⑤ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第13条 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

(重大事由による解除)

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金、死亡給付金または遺族年金の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額（死亡を支払事由とする給付金額等を除きます。）が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号ア. からオ. までに該当したのが給付金等の受取人のみであり、その給付金等の受取人が給付金等の一部の受取人であるときは、給付金等のうち、その受取人に支払われるべき給付金等をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項および前項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
- ④ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金等を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない給付金等に対応する部分については前項の規定を適用します。この場合、その部分に解約払戻金があるときには、その部分の各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑥ 個人年金保険契約等または無配当終身生活介護年金保険契約もしくは無配当終身生活介護年金保険〔Ⅰ型〕契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）または無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約、無配当就業不能収入保障保険（001）契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅰ型〕契約もしくは無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約（以下「収入保障保険契約」

といいます。）の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 個人年金保険契約等、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分のみを解除するものとします。
 - (2) 個人年金保険契約等、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に第3項から前項までの規定を適用するときは、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えて適用します。
 - (3) 個人年金保険契約等、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に解除事由が生じ、第4項および前項の規定を適用するときは、「各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める年金の一括前払の際の支払金額」と読み替えて適用します。
- ⑦ 会社は、支払事由が生じた給付金等について各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める据置払または分割払の取扱を開始した後に第1項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第3項および第4項中、「保険契約者」とあるのは「給付金等の受取人」と読み替えて適用します。
 - (2) 第4項中、「各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「据え置かれている給付金等（給付金等とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）または分割払による給付金等の未支払分およびその利息」と読み替えて適用します。

第5節 保険契約内容の変更

1. 給付金額等の減額

（給付金額等の減額）

第15条 保険契約者は、将来に向かって、給付金額等を減額することができます。ただし、減額後の給付金額等が会社の定める金額に満たないときは、給付金額等の減額を取り扱いません。

- ② 給付金額等の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 給付金額等が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 給付金額等が減額されたときは、保険契約者に通知します。

2. 保険期間の変更

（保険期間の変更）

第16条 保険期間の変更は取り扱いません。

3. 保険料払込期間の変更

（保険料払込期間の変更）

第17条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、保険料払込期間を変更することができます。

- ② 保険料払込期間の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 会社が保険料払込期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を改めます。
- ④ 保険料払込期間が変更されたときは、保険契約者に通知します。

第6節 保険契約の更新

1. 保険契約の更新

（保険契約の更新）

第18条 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出るにより、保険契約を保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新することができます。ただし、つぎのいずれかの場合には、更新することはできません。

- (1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき
 - (3) つぎの各号のいずれかの保険契約において、保険料の払込が免除されているとき
 - ア. 無配当積立保険
 - イ. 無配当養老保険
 - ウ. 無配当生存給付金付定期保険
 - (4) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- ② つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することがあります。この場合、更新後の保険期間は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
- (1) 保険期間
 - (2) 保険契約の型
 - (3) 支払限度の型
 - (4) 生存給付金の形式
 - (5) 年金支払満了年齢
 - (6) 最低支払保証期間
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、保険契約の更新の申出の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。
- ④ 更新後の給付金額等は、保険契約の更新の申出の際に、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
- ⑤ 更新後の保険料または給付金額等は、更新日における被保険者の年齢により計算します。
- ⑥ 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、更新日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
- ⑦ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑧ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第6項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。
- ⑨ 更新後の保険契約については、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑩ 保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- (1) 給付金等（満期保険金、生存給付金、満期祝金および健康祝金を除きます。）の支払
 - (2) 給付金等の支払限度
 - (3) 保険料の払込免除
 - (4) 告知義務および告知義務違反による解除
 - (5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効
 - ア. 無配当ガン保険
 - イ. 無配当ガン入院保険
 - ウ. 無配当ガン先進医療保険
 - (6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
 - ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険
 - イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険
 - ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険
 - エ. 無配当選択緩和型認知症診断保険
 - (7) 削減期間
- ⑪ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。
- ⑫ 保険料一時払の保険契約に更新する場合、第6項および第8項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。
- ⑬ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料一時払の保険契約を保険料月払の保険契約に変更することができます。この場合、第10項第3号の規定にかかわらず、保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱いません。
- ⑭ 第1項第4号の規定により保険契約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。
- ⑮ 保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

第7節 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 保険期間が終身の保険契約への変更

（保険期間が終身の保険契約への変更）

第19条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険期間が有期のこの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険期間が有期のこの保険契約を保険期間が終身のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

- ② 前項の場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。
- ③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 変更前契約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
 - (3) 変更前契約に特別条件が付加されている場合。ただし、特定疾病・部位不担保法の場合で、その不担保期間が満了しているときを除きます。
 - (4) 変更前契約の保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
 - (5) 変更日に会社がこの保険契約（保険期間が終身の保険契約のことをいいます。）の締結を取り扱っていない場合
- ④ 前項第5号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。
- ⑤ 変更後契約の給付金額等は、変更前契約の給付金額等の同額以下とします。ただし、変更後契約の給付金額等は、会社の定める範囲内であることを要します。
- ⑥ 変更後契約の保険契約の型および支払限度の型は、変更前契約の保険契約の型および支払限度の型と同一とします。
- ⑦ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- ⑧ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の前日までに払い込むことを要します。
- ⑨ 前項の場合、変更後契約の第1回保険料が払い込まれないときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。
- ⑩ 変更後契約の責任開始の日の変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
 - (1) 給付金等の支払
 - (2) 給付金等の支払限度
 - (3) 保険料の払込免除
 - (4) 告知義務および告知義務違反による解除
 - (5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効
 - ア. 無配当ガン保険
 - イ. 無配当ガン入院保険
 - ウ. 無配当ガン先進医療保険
 - (6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
 - ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険
 - イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険
 - ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険
 - エ. 無配当選択緩和型認知症診断保険
 - (7) 削減期間
- ⑪ 保険契約者は、本条の変更の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。
- ⑫ 保険料一時払の保険契約に変更する場合、第8項および第9項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。
- ⑬ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付

1. 保険料の振替貸付

(保険料の振替貸付)

第20条 保険料が第7条第1項の猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合でも、保険契約者からあらかじめ申出があったときは、会社は、保険契約者に払い込むべき月以後2か月分の保険料（保険料払込期間の最終月までの月数が2か月未満のときは、1か月分の保険料）に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。

- ② 前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額（すでに本条による貸付金があるときは、第5項第1号の新たな貸付金となる金額）とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。
 - (1) 保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）
 - (2) すでに本条または次条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ③ 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－4）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。
 - (1) 会社所定の利率で計算します。
 - (2) 本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。
 - (3) 保険料の払込を要しなくなった保険契約においては、保険料払込中の保険契約に準じて取り扱います。
- ⑤ すでに本条の貸付金がある保険契約について、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元利金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。
 - (2) 前号の場合、前項第2号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。
- ⑥ 保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または特則が消滅したとき
 - (2) 給付金額等を減額したとき
 - (3) 保険料払込期間を変更したとき
- ⑦ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。
- ⑧ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。

2. 保険契約者に対する貸付

(保険契約者に対する貸付)

第21条 保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。

- (1) 各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）のうち会社の定める範囲内の金額
- (2) すでに前条または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ② 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－5）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。
- ④ つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または特則が消滅したとき
 - (2) 給付金額等を減額したとき
 - (3) 保険料払込期間を変更したとき
- ⑤ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。
- ⑥ 前条および本条による貸付金の元利合計額が、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）をこえたときは、保険契約は効力を失います。
- ⑦ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約の場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 無配当終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。
- (2) 第1回の終身生活介護年金の支払事由発生後は、新たに本条による貸付は取り扱いません。

第9節 契約者配当金

1. 契約者配当金

（契約者配当金）

第22条 この保険契約には、契約者配当金はありません。

第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人

1. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更

（保険契約者の変更）

第23条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- ② 保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類別表（②－6）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 保険契約者が変更されたときは、保険契約者に通知します。

（死亡保険金等の受取人の変更）

第24条 保険契約者は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、つぎの各号の受取人にかぎり、会社に対する通知により、受取人を変更することができます。

- (1) 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人および遺族年金受取人
- (2) 満期保険金受取人
- ② 各普通保険約款において、給付金等の受取人を保険契約者または被保険者に限定している場合には、給付金等の受取人の変更を取り扱いません。
- ③ 第1項第1号の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。ただし、つぎのすべてを満たす場合を除きます。
 - (1) ガン死亡保険金または災害死亡保険金の死亡保険金受取人の変更の場合
 - (2) 変更後の受取人が被保険者の相続人である場合
- ④ 給付金等の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金等の受取人とします。
- ⑤ 前項の規定により給付金等の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金等の受取人となった者のうち生存している他の給付金等の受取人を給付金等の受取人とします。
- ⑥ 第4項および前項により給付金等の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑦ 死亡保険金等の受取人の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－7）に定める書類を会社に提出してください。
- ⑧ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社に変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による死亡保険金等の受取人の変更）

第25条 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡保険金等の受取人の変更をすることができます。

- ② 前項の受取人の変更は、前条第3項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。
- ③ 本条による死亡保険金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人は、請求書類別表（②－7）に定める書類を会社に提出してください。

2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者

（保険契約者の代表者）

第26条 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して行った行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

(死亡保険金等の受取人の代表者)

第27条 死亡保険金等の受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金等の受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金等の受取人の1人に対して行った行為は、他の死亡保険金等の受取人に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者の住所または集金場所の変更

(保険契約者の住所または集金場所の変更)

第28条 保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第11節 契約内容の登録

1. 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第29条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 死亡保険金もしくは災害死亡保険金の金額または入院給付金の種類ならびに日額
- (3) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下第2項において同様とします。）
- (4) 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある特約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約（入院給付金は対象から除きます。）が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、入院給付金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、入院共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続

1. 給付金等の受取人による保険契約の存続

（給付金等の受取人による保険契約の存続）

第30条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

(3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと

③ 前項の場合、給付金等の受取人は、請求書類表（②-11）に定める書類を会社に提出してください。

④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第7項までのとおり取り扱います。

(1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

(2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

(3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

(4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

ア. 生存を支払事由とする給付金等

イ. 解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等

ウ. 特則の給付金等

(5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、第8項に該当するものを除きます。）

⑤ 前項第1号から第3号までの場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

⑥ 第4項第4号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合

ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合

ア. 当該支払うべき金額を債権者等に支払います。

イ. 当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第2項本文の金額は、前ア. の金額を差し引いた金額とします。

ウ. 第1項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

⑦ 第4項第5号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合

ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合

ア. 当該支払うべき金額は、第1回および第2回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。

イ. 保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。ただし、終身生活介護年金保険契約の場合を除きます。

⑧ 個人年金保険契約等において、第1項の解約の効力を生じる日が、年金支払開始日以後となる場合、第1項から前項までの規定は適用せず、保険契約の解約を取り扱うものとし、

第13節 その他

1. 被保険者の業務、転居および旅行

（被保険者の業務、転居および旅行）

第31条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居しもしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料もしくは給付金額等の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

2. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第32条 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第33条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

3. 時効

（時効）

第34条 給付金等、解約払戻金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

4. 管轄裁判所

（管轄裁判所）

第35条 この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

5. デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込

（デビットカードによる保険料等の払込）

第36条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。

（クレジットカードによる保険料等の払込）

第37条 保険契約者は、会社の指定したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）を使用することにより保険料等を払い込むことができます。

② 前項の場合、会社が指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行ったうえで、指定カードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用するときは、クレジットカード利用票を作成した時）に保険料等が払い込まれたものとして扱います。

③ 会社が指定カードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの条件をすべて満たすときは、保険料等の払込はなかったものとして取り扱います。

(1) 会社が、会社と保険料等のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下

- 「提携カード会社」といいます。）から保険料等を受け取ることができないこと
(2) 提携カード会社が指定カードの名義人から保険料等を受け取ることができないこと
④ 前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 本条の取扱に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
(2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、保険料等を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

6. 給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則

（給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則）

第38条 保険組立特約条項の規定により同じ取扱を行う保険契約について、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）の請求が行われ、その請求に必要な書類が提出された場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 提出された書類から会社が支払事由（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）に該当すると判断でき、かつ、つぎのすべてを満たす他の給付金等がある場合、その請求が給付金等の受取人から同時に行われたものとして取り扱います。
ア. 給付金等の受取人が同一であること
イ. 保険種類および名称が同一の給付金等または請求書類別表③に該当する給付金等であること
(2) 提出された書類から会社が保険料の払込免除事由に該当すると判断できるときは、その保険料の払込免除の請求が保険契約者から同時に行われたものとして取り扱います。

7. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

（情報端末による保険契約の申込等に関する特則）

第39条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。
(2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとします。
② 会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

8. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則

（インターネットによる保険契約の申込等に関する特則）

第40条 保険契約者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込および告知（以下「保険契約の申込等」といいます。）をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 被保険者は、保険契約者と同一人としてします。
(2) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、会社が電磁的方法により表示した保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
(3) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、会社が電磁的方法により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、告知することができるものとします。
(4) 会社は、第2号および前号により保険契約者または被保険者から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込等があったものとして取り扱います。この場合、会社は、受信した保険契約の申込等の内容を保険契約者または被保険者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

取扱総則規定約款

平成30年10月1日改定

（この規定の趣旨）

この取扱総則規定約款は、この取扱総則規定約款を適用することを各普通保険約款に定める保険契約を締結する場合に適用され、各普通保険約款における共通の取扱について規定しています。

この取扱総則規定約款が適用される保険契約の普通保険約款は、締結する保険契約に応じて、各普通保険約款および取扱総則規定約款で構成され、各普通保険約款および取扱総則規定約款が同時に適用されるものとします。

第1節 用語の定義

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この規定において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
給付金（額）等	各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
支払事由	給付金等を支払う場合のことをいいます。
総則別表	この規定の別表のことをいいます。
請求書類別表	この規定の請求書類別表のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約または保険契約内容の変更が行われた場合の増額部分については、最後の復活または保険契約内容の変更の際の責任開始期のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
死亡保険金等	死亡給付金、満期保険金および遺族年金を含みます。

② この規定において使用する保険種類の名称には、同じ名称の中で特に区別する場合を除いて、付されている番号、「（無解約払戻金型）」および「（低解約払戻金型）」の表示を省略して記載します。

2. 給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由

（給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由）

第2条 保険契約における給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由に関する規定については、各普通保険約款の第1編（普通規定）または特則に定めるものとします。

第2節 会社の責任開始期

1. 会社の責任開始期

（会社の責任開始期）

第3条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ② 会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。
- ④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。
- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称

- (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金等（死亡払戻金を含みます。）の受取人および年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）
 - (6) 保険期間
 - (7) 遡増期間
 - (8) 給付金額等およびその支払方法
 - (9) 年金倍率
 - (10) 保険料およびその払込方法
 - (11) 契約日
 - (12) 保険証券を作成した年月日
- ⑤ 保険料一時払の保険契約のときは、第1項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

第3節 保険料の払込

1. 保険料の払込

（保険料の払込）

- 第4条 第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第1項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
- ② 第2回以後の保険料が払込期月中に払い込まれなかった場合、会社は保険契約者につぎの事項を通知します。
- (1) 保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと
 - (2) 猶予期間
 - (3) 猶予期間の満了する日までに保険料が払い込まれないときは、猶予期間の満了する日の翌日から保険契約が効力を失うこと
- ③ 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約もしくは特約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料（特約が消滅したときは、その払込を要しなくなった金額）を保険契約者に払い戻します。ただし、給付金等（死亡払戻金を含み、保険契約または特約の消滅をとともうものおよび年金にかぎります。）を支払うときは、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除き、給付金等（死亡払戻金を含みます。）とともにその受取人に払い戻します。
- ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者（死亡払戻金を支払う場合で、死亡払戻金受取人を指定している場合は死亡払戻金受取人）は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑥ 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（保険料払込の猶予期間）第4項の規定を準用します。
- ⑦ つぎの各号により保険料が会社の定める金額に満たなくなる場合、会社の定める範囲内で保険料の前納により払い込むことを要します。
- (1) 給付金額等の減額が行われたとき
 - (2) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき

（保険料の払込方法（経路））

- 第5条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。）
 - (3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 前項第2号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第7条第1項の猶予期間中にその未払込

保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。

- ③ 第1項第2号の方法による場合、第7条第1項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
- ⑤ 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号、第3号、第5号または第6号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ⑥ 保険契約者は、第1項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎりません。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一人であることを要します。

2. 保険料の前納

（保険料の前納）

第6条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて6か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割引します。

- ② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。
- ③ つぎの各号の場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 将来の保険料の払込を要しなくなったとき
 - (3) 無配当個人年金保険契約または無配当長寿生存年金保険契約（以下「個人年金保険契約等」といいます。）の年金支払開始日が到来するとき（ただし、あらかじめ保険契約者から申出がないときは、保険契約の責任準備金に充当し、会社の定める方法により、新たに年金の金額を定めます。）
- ④ 前項第1号の場合、つぎの各号の給付金等を支払うときは、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）とともにその受取人に払い戻します。ただし、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除きます。
 - (1) 保険契約の消滅をとまなう給付金等
 - (2) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、個人年金保険契約等の年金を除きます。）
- ⑤ 特則の給付金が支払われたことにより特則が消滅した場合、特則部分の前納保険料の残額があるときは、払い戻すべき金額を給付金等とともにその受取人に払い戻します。

3. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第7条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

- ② 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する給付金等（死亡払戻金を含みます。）があるときは、その給付金等を支払います。
- ④ 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険契約の失効）

第8条 保険料が払い込まれないまま前条第1項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約払戻金があるときは、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を請求することができます。

4. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

第9条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約の解約後は、保険契約を復活することはできません。

- ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－1）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 前条の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。
- ④ 第21条（保険契約者に対する貸付）第6項の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。
- ⑤ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の復活を承諾した後に第3項および前項の金額を受け取った場合
その金額を受け取った時
 - (2) 第3項および前項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑥ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

第4節 保険契約の解除等

1. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

第10条 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活の際の詐欺の場合には、復活を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

- ② 保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、保険契約を無効（復活の場合には、復活を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

2. 告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

第11条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第12条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその給付金等の受取人が証明したときは、会社は、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
- ⑤ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第13条 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

(重大事由による解除)

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金、死亡給付金または遺族年金の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額（死亡を支払事由とする給付金額等を除きます。）が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号ア. からオ. までに該当したのが給付金等の受取人のみであり、その給付金等の受取人が給付金等の一部の受取人であるときは、給付金等のうち、その受取人に支払われるべき給付金等をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項および前項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
- ④ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金等を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない給付金等に対応する部分については前項の規定を適用します。この場合、その部分に解約払戻金があるときには、その部分の各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑥ 個人年金保険契約等または無配当終身生活介護年金保険契約もしくは無配当終身生活介護年金保険〔Ⅰ型〕契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）または無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約、無配当就業不能収入保障保険（001）契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅰ型〕契約もしくは無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約（以下「収入保障保険契約」

といいます。)の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 個人年金保険契約等、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分のみを解除するものとします。
 - (2) 個人年金保険契約等、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に第3項から前項までの規定を適用するときは、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えて適用します。
 - (3) 個人年金保険契約等、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に解除事由が生じ、第4項および前項の規定を適用するときは、「各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める年金の一括前払の際の支払金額」と読み替えて適用します。
- ⑦ 会社は、支払事由が生じた給付金等について各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める据置払または分割払の取扱を開始した後に第1項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第3項および第4項中、「保険契約者」とあるのは「給付金等の受取人」と読み替えて適用します。
 - (2) 第4項中、「各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「据え置かれている給付金等（給付金等とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）または分割払による給付金等の未支払分およびその利息」と読み替えて適用します。

第5節 保険契約内容の変更

1. 給付金額等の減額

（給付金額等の減額）

第15条 保険契約者は、将来に向かって、給付金額等を減額することができます。ただし、減額後の給付金額等が会社の定める金額に満たないときは、給付金額等の減額を取り扱いません。

- ② 給付金額等の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 給付金額等が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 給付金額等が減額されたときは、保険契約者に通知します。

2. 保険期間の変更

（保険期間の変更）

第16条 保険期間の変更は取り扱いません。

3. 保険料払込期間の変更

（保険料払込期間の変更）

第17条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、保険料払込期間を変更することができます。

- ② 保険料払込期間の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 会社が保険料払込期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を改めます。
- ④ 保険料払込期間が変更されたときは、保険契約者に通知します。

第6節 保険契約の更新

1. 保険契約の更新

（保険契約の更新）

第18条 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。）前までに申し出るにより、保険契約を保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新することができます。

- ② 前項のほか、保険料の払込が免除されている保険契約は、保険期間の満了する日の2週間前までに保険契約者から

とくに反対の申出がないかぎり、更新日に更新されます。

- ③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の更新を取り扱いません。
- (1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき
 - (3) つぎの各号のいずれかの保険契約において、保険料の払込が免除されているとき
 - ア. 無配当積立保険
 - イ. 無配当養老保険
 - ウ. 無配当生存給付金付定期保険
 - (4) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- ④ つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することがあります。この場合、更新後の保険期間は、更新前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
- (1) 保険期間
 - (2) 保険契約の型
 - (3) 支払限度の型
 - (4) 生存給付金の形式
 - (5) 年金支払満了年齢
 - (6) 最低支払保証期間
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、第1項に定める保険契約の更新の申出の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。
 - (2) 保険期間を更新前と同一とすると第3項第2号に該当するときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき
会社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。
 - イ. 前ア. 以外であるとき
保険契約は更新することができません。
- ⑥ 更新後の給付金額等は、更新前の給付金額等と同一とします。ただし、保険契約者から保険期間の満了する日の2週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、給付金額等を変更して更新することができます。
- ⑦ 更新後の保険料または給付金額等は、更新日における被保険者の年齢により計算します。
- ⑧ 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、更新日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
- ⑨ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑩ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。
- ⑪ 更新後の保険契約については、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑫ 保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- (1) 給付金等（満期保険金、生存給付金、満期祝金および健康祝金を除きます。）の支払
 - (2) 給付金等の支払限度
 - (3) 保険料の払込免除
 - (4) 告知義務および告知義務違反による解除
 - (5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効
 - ア. 無配当ガン保険
 - イ. 無配当ガン入院保険
 - ウ. 無配当ガン先進医療保険
 - (6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
 - ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険
 - イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険
 - ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険
 - エ. 無配当選択緩和型認知症診断保険
 - (7) 削減期間
- ⑬ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。
- ⑭ 保険料一時払の保険契約に更新する場合、第8項および第10項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。
- ⑮ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料一時払の保険契約を保険料月払の保険

契約に変更することができます。この場合、第12項第3号の規定にかかわらず、保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱いません。

- ⑯ 第3項第4号の規定により保険契約が更新されないときは、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。
- ⑰ 保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

第7節 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 保険期間が終身の保険契約への変更

(保険期間が終身の保険契約への変更)

第19条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険期間が有期のこの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険期間が終身のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

- ② 前項の場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。
- ③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 変更前契約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
 - (3) 変更前契約に特別条件が付加されている場合。ただし、特定疾病・部位不担保法の場合で、その不担保期間が満了しているときを除きます。
 - (4) 変更前契約の保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
 - (5) 変更日に会社がこの保険契約（保険期間が終身の保険契約のことをいいます。）の締結を取り扱っていない場合
- ④ 前項第5号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。
- ⑤ 変更後契約の給付金額等は、変更前契約の給付金額等の同額以下とします。ただし、変更後契約の給付金額等は、会社の定める範囲内であることを要します。
- ⑥ 変更後契約の保険契約の型および支払限度の型は、変更前契約の保険契約の型および支払限度の型と同一とします。
- ⑦ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- ⑧ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
- ⑨ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑩ 変更後契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。
- ⑪ 変更後契約の責任開始の日の変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
 - (1) 給付金等の支払
 - (2) 給付金等の支払限度
 - (3) 保険料の払込免除
 - (4) 告知義務および告知義務違反による解除
 - (5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効
 - ア. 無配当ガン保険
 - イ. 無配当ガン入院保険
 - ウ. 無配当ガン先進医療保険
 - (6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
 - ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険
 - イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険
 - ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険
 - エ. 無配当選択緩和型認知症診断保険
 - (7) 削減期間
- ⑫ 保険契約者は、本条の変更の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。
- ⑬ 保険料一時払の保険契約に変更する場合、第8項および第10項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

- ⑭ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付

1. 保険料の振替貸付

(保険料の振替貸付)

- 第20条 保険料が第7条第1項の猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合でも、保険契約者からあらかじめ申出があったときは、会社は、保険契約者に払い込むべき月以後2か月分の保険料（保険料払込期間の最終月までの月数が2か月未満のときは、1か月分の保険料）に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
- ② 前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額（すでに本条による貸付金があるときは、第5項第1号の新たな貸付金となる金額）とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。
- (1) 保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）
- (2) すでに本条または次条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ③ 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－4）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。
- (1) 会社所定の利率で計算します。
- (2) 本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。
- (3) 保険料の払込を要しなくなった保険契約においては、保険料払込中の保険契約に準じて取り扱います。
- ⑤ すでに本条の貸付金がある保険契約について、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。
- (2) 前号の場合、前項第2号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。
- ⑥ 保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
- (1) 保険契約または特則が消滅したとき
- (2) 給付金額等を減額したとき
- (3) 保険料払込期間を変更したとき
- ⑦ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。
- ⑧ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。

2. 保険契約者に対する貸付

(保険契約者に対する貸付)

- 第21条 保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。
- (1) 各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）のうち会社の定める範囲内の金額
- (2) すでに前条または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ② 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－5）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。
- ④ つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
- (1) 保険契約または特則が消滅したとき
- (2) 給付金額等を減額したとき
- (3) 保険料払込期間を変更したとき
- ⑤ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。
- ⑥ 前条および本条による貸付金の元利合計額が、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加

された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。)をこえたときは、保険契約は効力を失います。

⑦ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 無配当終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。

(2) 第1回の終身生活介護年金の支払事由発生後は、新たに本条による貸付は取り扱いません。

第9節 契約者配当金

1. 契約者配当金

(契約者配当金)

第22条 この保険契約には、契約者配当金はありません。

第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人

1. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更

(保険契約者の変更)

第23条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

② 保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類別表(②-6)に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 保険契約者が変更されたときは、保険契約者に通知します。

(死亡保険金等の受取人の変更)

第24条 保険契約者は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、つぎの各号の受取人にかぎり、会社に対する通知により、受取人を変更することができます。

(1) 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人および遺族年金受取人

(2) 満期保険金受取人

② 各普通保険約款において、給付金等の受取人を保険契約者または被保険者に限定している場合には、給付金等の受取人の変更を取り扱いません。

③ 第1項第1号の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。ただし、つぎのすべてを満たす場合を除きます。

(1) ガン死亡保険金または災害死亡保険金の死亡保険金受取人の変更の場合

(2) 変更後の受取人が被保険者の相続人である場合

④ 給付金等の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金等の受取人とします。

⑤ 前項の規定により給付金等の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金等の受取人となった者のうち生存している他の給付金等の受取人を給付金等の受取人とします。

⑥ 第4項および前項により給付金等の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

⑦ 死亡保険金等の受取人の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表(②-7)に定める書類を会社に提出してください。

⑧ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社に変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による死亡保険金等の受取人の変更)

第25条 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡保険金等の受取人の変更をすることができます。

② 前項の受取人の変更は、前条第3項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。

③ 本条による死亡保険金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

④ 保険契約者の相続人は、請求書類別表(②-7)に定める書類を会社に提出してください。

2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者

(保険契約者の代表者)

第26条 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して行った行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

(死亡保険金等の受取人の代表者)

第27条 死亡保険金等の受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金等の受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金等の受取人の1人に対して行った行為は、他の死亡保険金等の受取人に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者の住所または集金場所の変更

(保険契約者の住所または集金場所の変更)

第28条 保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第11節 契約内容の登録

1. 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第29条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 死亡保険金もしくは災害死亡保険金の金額または入院給付金の種類ならびに日額
- (3) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下第2項において同様とします。）
- (4) 当会社名

- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある特約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約（入院給付金は対象から除きます。）が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、入院給付金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、入院共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続

1. 給付金等の受取人による保険契約の存続

（給付金等の受取人による保険契約の存続）

第30条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

(3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと

- ③ 前項の場合、給付金等の受取人は、請求書類別表（②-11）に定める書類を会社に提出してください。

- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第7項までのとおり取り扱います。

(1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

(2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

(3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

(4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

ア. 生存を支払事由とする給付金等

イ. 解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等

ウ. 特則の給付金等

(5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、第8項に該当するものを除きます。）

- ⑤ 前項第1号から第3号までの場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

- ⑥ 第4項第4号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合

ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合

ア. 当該支払うべき金額を債権者等に支払います。

イ. 当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第2項本文の金額は、前ア. の金額を差し引いた金額とします。

ウ. 第1項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

- ⑦ 第4項第5号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合

ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合

ア. 当該支払うべき金額は、第1回および第2回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。

イ. 保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。ただし、終身生活介護年金保険契約の場合を除きます。

- ⑧ 個人年金保険契約等において、第1項の解約の効力を生じる日が、年金支払開始日以後となる場合、第1項から前項までの規定は適用せず、保険契約の解約を取り扱うものとし、

第13節 その他

1. 被保険者の業務、転居および旅行

（被保険者の業務、転居および旅行）

第31条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居しもしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料もしくは給付金額等の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

2. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第32条 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第33条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

3. 時効

（時効）

第34条 給付金等、解約払戻金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

4. 管轄裁判所

（管轄裁判所）

第35条 この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者として）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

5. デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込

（デビットカードによる保険料等の払込）

第36条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。

（クレジットカードによる保険料等の払込）

第37条 保険契約者は、会社の指定したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）を使用することにより保険料等を払い込むことができます。

② 前項の場合、会社が指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行ったうえで、指定カードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用するときは、クレジットカード利用票を作成した時）に保険料等が払い込まれたものとして扱います。

③ 会社が指定カードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの条件をすべて満たすときは、保険料等の払込はなかったものとして取り扱います。

(1) 会社が、会社と保険料等のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下

- 「提携カード会社」といいます。) から保険料等を受け取ることができないこと
- (2) 提携カード会社が指定カードの名義人から保険料等を受け取ることができないこと
- ④ 前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 本条の取扱に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
- (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、保険料等を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

6. 給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則

(給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則)

第38条 保険組立特約条項の規定により同じ取扱を行う保険契約について、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）の請求が行われ、その請求に必要な書類が提出された場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 提出された書類から会社が支払事由（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）に該当すると判断でき、かつ、つぎのすべてを満たす他の給付金等がある場合、その請求が給付金等の受取人から同時に行われたものとして取り扱います。
- ア. 給付金等の受取人が同一であること
- イ. 保険種類および名称が同一の給付金等または請求書類別表③に該当する給付金等であること
- (2) 提出された書類から会社が保険料の払込免除事由に該当すると判断できるときは、その保険料の払込免除の請求が保険契約者から同時に行われたものとして取り扱います。

7. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

(情報端末による保険契約の申込等に関する特則)

第39条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとします。
- ② 会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

8. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則

(インターネットによる保険契約の申込等に関する特則)

第40条 保険契約者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込および告知（以下「保険契約の申込等」といいます。）をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 被保険者は、保険契約者と同一人としてします。
- (2) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、会社が電磁的方法により表示した保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、会社が電磁的方法により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、告知することができるものとします。
- (4) 会社は、第2号および前号により保険契約者または被保険者から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込等があったものとして取り扱います。この場合、会社は、受信した保険契約の申込等の内容を保険契約者または被保険者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

9. 既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則

(既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則)

第41条 保険契約者は、すでにある会社の定める保険契約（以下本条において「既契約」といいます。）の保険期間が満了する日の2週間前（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することができます。）までに申し出ることにより、会社の承諾を得て、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。

- (1) この保険契約の契約日は、第3条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、既契約の保険期間の満了する日の翌日とします。
- (2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間にこの保険契約の保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ② この保険契約の責任開始の日が既契約の保険期間の満了する日の翌日以降となる場合には、前項の規定は適用しません。

無配当個人年金保険(001)普通保険約款

(平成25年4月1日改正)

(この保険の趣旨)

この保険は、老後の生活の安定を図ることを目的として設計されたもので、つぎの保障を主な内容とするものです。

- (1) 年金
被保険者が年金支払開始日に生存しているときに、年金の種類に応じてつぎのとおり支払います。また、年金保障期間中、被保険者または被保険者の配偶者のいずれか一方が生存しているかぎり年金を支払う夫婦年金を選択することもできます。
 - ア．支払保証期間付終身年金の場合
支払保証期間中、被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いします。また、支払保証期間経過後、被保険者が生存しているかぎり終身にわたって年金をお支払いします。
 - イ．元本保証付有期年金の場合
年金保障期間中、被保険者が生存しているかぎり年金をお支払いします。また、被保険者が死亡したときは死亡一時金をお支払いします。
 - ウ．確定年金の場合
年金保障期間中、被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いします。
- (2) 死亡給付金
被保険者が年金支払開始日前に死亡したときにお支払いします。
- (3) 保険料の払込免除
被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
基本年金額	年金を支払う際に基準となる年金額をいいます。
年金原資	基本年金額を計算するための基準となる金額をいいます。
年金支払開始日	年金の支払を開始するための基準となる日をいい、会社の定める範囲内で保険契約者が指定した日とします。
年金支払日	第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については年金支払開始日の1年ごとの応当日をいいます。
支払事由	年金、死亡一時金または死亡給付金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約または保険契約内容の変更が行われた場合の増額部分については、最後の復活または保険契約内容の変更の際の責任開始期のことをいいます。

主契約

無配当個人年金保険(001)普通保険約款

2. 年金の種類および型

(年金の種類)

第2条 年金の種類は、つぎのいずれかとします。

- (1) 支払保証期間付終身年金
- (2) 元本保証付有期年金
- (3) 確定年金

(年金の型)

第3条 年金の型は、つぎのいずれかとします。

- (1) 定額型
- (2) 逓増型

3. 年金、死亡一時金および死亡給付金の支払

(年金および死亡一時金の支払)

第4条 この保険契約において支払う年金および死亡一時金は、つぎのとおりです。

年金の種類	名称	支払事由	支払金額	受取人
支払保証期間付終身年金	年金	(1) 支払保証期間中 被保険者が年金支払開始日に生存しており、かつ、年金支払日が到来したとき (2) 支払保証期間経過後 被保険者が年金支払日に生存しているとき	(1) 定額型の場合 毎年の年金額は、基本年金額と同額 (2) 逓増型の場合 ア. 第1回の年金額は、基本年金額と同額 イ. 第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額	年金受取人
元本保証付有期年金	年金	被保険者が、年金保障期間中の年金支払日に生存しているとき	(1) 定額型の場合 毎年の年金額は、基本年金額と同額 (2) 逓増型の場合 ア. 第1回の年金額は、基本年金額と同額 イ. 第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額	
	死亡一時金	被保険者が年金保障期間中に死亡したとき	別表1に定める金額	
確定年金	年金	被保険者が年金支払開始日に生存しており、かつ、年金保障期間中の年金支払日が到来したとき	(1) 定額型の場合 毎年の年金額は、基本年金額と同額 (2) 逓増型の場合 ア. 第1回の年金額は、基本年金額と同額 イ. 第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額	

(年金の一括前払)

第5条 年金の種類が支払保証期間付終身年金の場合、年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない支払保証期間中の年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表（①－15）に定める書類を会社に提出してください。
- (2) 年金の一括前払が請求されたときは、支払保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
- (3) 年金を一括前払したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 被保険者が、支払保証期間経過後の年金支払日に生存しているときは、年金を継続して支払います。
 - イ. 年金を一括前払した後、支払保証期間中に被保険者が死亡したときは、保険契約は被保険者の死亡時に消滅します。
 - ウ. 年金を一括前払した際、すでに被保険者が死亡しているときは、保険契約は一括前払した時に消滅します。

- (4) 被保険者の生存中に年金の一括前払が行われたときは、年金受取人に通知します。
- ② 年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない年金保障期間中の年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表（①－15）に定める書類を会社に提出してください。
- (2) 年金の一括前払が請求されたときは、年金保障期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
- (3) 年金を一括前払したときは、保険契約は一括前払した時に消滅します。
- ③ 年金の種類が元本保証付有期年金の場合、年金受取人は、年金支払開始日以後、別表1に定める方法により計算した金額があるときは、その金額の一括前払を請求することができます。この場合、前項第1号および第3号の規定を準用します。

（死亡給付金の支払）

第6条 この保険契約において支払う死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	別表2に定める金額	死亡給付金受取人

（死亡給付金の免責事由）

第7条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
死亡給付金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡給付金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

（年金、死亡一時金および死亡給付金の支払に関する補則）

第8条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。

- ② 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- ③ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ④ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
- (2) 死亡給付金受取人の故意
- (3) 戦争その他の変乱
- ⑤ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑥ 年金支払開始日の前日において、基本年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の支払を行わず、保険契約の責任準備金を一時に保険契約者に支払い、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。
- ⑦ 年金支払開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されないときは、会社の定めるところにより、保険契約の責任準備金からその元利金を差し引き、新たに基本年金額および年金原資を定めます。ただし、新たな基本年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の支払を行わず、差し引き後の金額（すでに保険料期間の到来した未払込保険料があるときは、その未払込保険料を差し引いた残額）を一時に保険契約者に支払い、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。

（年金、死亡一時金および死亡給付金の支払方法の選択）

第9条 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金の支払方法について、会社の承諾を得て、分割払または据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の支払金額が会社の定める金額に満たないときは、分割払の方法の選択を取り扱いません。

- (1) 分割払の方法を選択した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ア. 会社の定める利率による利息をつけて支払います。
- イ. 年金の分割払中に保険契約が消滅したまたは年金を一括前払した場合、保険契約が消滅したまたは年金を一括前払した日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

- (2) 据置払の方法を選択した場合には、会社の定める利率による利息をつけて据え置いておき、年金受取人から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに年金受取人に支払います。
- (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、分割払または据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。ただし、変更後の支払金額が会社の定める金額に満たないときは、分割払の方法への変更を取り扱いません。
- (4) 年金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に通知します。
- ② 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、死亡一時金（死亡一時金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。
- (1) 据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけて支払います。
- (2) 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- (4) 死亡一時金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に通知します。
- ③ 保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は死亡給付金受取人）は、死亡給付金（死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。
- (1) 据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけて支払います。
- (2) 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。
- (3) 保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は死亡給付金受取人）は、据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。
- (4) 死亡給付金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は死亡給付金受取人）に通知します。

（年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

第10条 死亡一時金または死亡給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 年金支払開始日以後に被保険者が死亡したことを知ったときは、年金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ③ 年金、死亡一時金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

年金、死亡一時金および死亡給付金の名称	請求書類別表の番号
年金	(①－16)
死亡一時金	(①－1)
死亡給付金	

- ④ 年金、死亡一時金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑤ 年金、死亡一時金または死亡給付金（以下、本条において「年金等」といいます。）を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金等の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者が支払事由に該当する事実の有無
- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア。からオ。までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、年金受取人もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金等の請求時までにおける事実

- ⑥ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第4項および前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
- ⑦ 第5項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。
- ⑧ 第5項または第6項に掲げる事項の確認を行う場合、その年金等を請求した者に通知します。
- ⑨ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡一時金または死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡一時金または死亡給付金の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- (1) 受給者が死亡一時金または死亡給付金の請求内容を了知していることが確認できる書類
- (2) 受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

（年金支払証書の交付）

第11条 会社は、第1回の年金を支払う際に、年金支払証書を年金受取人に交付します。

4. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第12条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の疾病を直接の原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、つぎの各号のいずれかに該当したとき ア. 高度障害状態（総則別表2） イ. 身体障害状態（総則別表3）	

- ② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病と因果関係のない疾病にかぎります。）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態または身体障害状態のいずれかに該当したときも同様とします。
- ③ 被保険者がつぎのいずれかの高度障害状態に該当した場合には、疾病を直接の原因とする高度障害状態とみなし、第1項第1号の規定を適用します。

- (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因を原因とした高度障害状態
- (2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故を原因として、その事故の日から起算して180日を経過した後に該当した高度障害状態
- ④ 被保険者が責任開始期前の疾病または傷害を原因として、責任開始期以後に第1項第1号の高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の疾病を直接の原因とするものとみなして取り扱います。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその疾病または傷害に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病または傷害に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その疾病または傷害（その疾病または傷害による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
- ア. 責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
- イ. 責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
- ウ. 責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ⑤ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ⑥ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、第26条（年金の種類等の変更）の規定を除き、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- ⑦ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第13条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
疾病を原因とする 高度障害状態（総則別表2）	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
傷害を原因とする 高度障害状態（総則別表2） または 身体障害状態（総則別表3）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第14条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第10条（年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項から第8項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

（共通規定）

第15条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目		適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義		○	
第2節 会社の責任開始期		○	
第3節 保険料の払込	年金支払開始日前	○	
	年金支払開始日以後		○
第4節 保険契約の解除等		○	
第5節 保険契約内容の変更			○
第6節 保険契約の更新			○
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更			○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	年金支払開始日前	○	
	年金支払開始日以後		○
第9節 契約者配当金		○	
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人		○	
第11節 契約内容の登録			○
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続		○	
第13節 その他		○	
別表		○	
請求書類別表		○	

- ② 前項の規定により総則規定を適用しない保険契約内容の変更については、第3編（特別規定）「5. 保険契約内容の変更」の規定を適用します。

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第16条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払または一時払とします。

2. 解約

（解約）

第17条 保険契約者は、年金支払開始日前にかぎり、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

3. 払戻金

（解約払戻金）

第18条 解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料一時払の保険契約および保険料払込済の保険契約については、それぞれその経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第10条（年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項の規定を準用します。

4. 年金受取人および後継年金受取人

（年金受取人および後継年金受取人）

第19条 年金受取人は、保険契約者または被保険者のうち、保険契約者が指定した者としてします。

- ② 年金受取人は、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

- ③ 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときに年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下「後継年金受取人」といいます。）を指定することができます。
- ④ 年金支払開始日以後に、年金受取人が死亡したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 後継年金受取人が指定されている場合
後継年金受取人が、年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。ただし、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が死亡しているときは、被保険者（被保険者が死亡しているときは、年金受取人の法定相続人）が後継年金受取人となるものとします。
- (2) 後継年金受取人が指定されていない場合
被保険者（被保険者が死亡しているときは、年金受取人の法定相続人）が年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人（前項第2号の場合は、新たな年金受取人）としての取扱を受けることができません。
- ⑥ 年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、新たに後継年金受取人を指定することができます。
- ⑦ 後継年金受取人の指定をするときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、請求書類別表（②－7）に定める書類を会社に提出してください。

（年金受取人または後継年金受取人の変更）

第20条 保険契約者は、年金支払開始日前までは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は、保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。

- ② 年金受取人は、年金支払開始日以後、会社に対する通知により、年金受取人を被保険者に変更することができます。
- ③ 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。
- ④ 年金受取人または後継年金受取人の変更をするときは、保険契約者または年金受取人は、請求書類別表（②－7）に定める書類を会社に提出してください。
- ⑤ 第1項から第3項までの通知が会社に到達する前に、会社が変更前の受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による年金受取人の変更）

第21条 前条に定めるほか、つぎの各号の保険契約者または年金受取人（以下、本条において「保険契約者等」といいます。）は、法律上有効な遺言により、前条に定める年金受取人の変更をすることができます。

(1) 年金支払開始日前までに変更する場合

保険契約者

(2) 年金支払開始日以後に変更する場合

年金受取人

- ② 本条による年金受取人の変更は、保険契約者等が死亡した後、保険契約者等の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ③ 保険契約者等の相続人は、請求書類別表（②－7）に定める書類を会社に提出してください。
- ④ 本条による、年金受取人の変更が行われた場合、第19条（年金受取人および後継年金受取人）第4項の規定は適用しません。

（年金受取人の代表者）

第22条 年金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が年金受取人の1人に対して行った行為は、他の年金受取人に対しても効力を生じます。

5. 保険契約内容の変更

（基本年金額の減額）

第23条 保険契約者は、年金支払開始日前にかぎり、将来に向かって基本年金額を減額することができます。ただし、減額後の基本年金額が会社の定める金額に満たないときは、基本年金額の減額を取り扱いません。

- ② 基本年金額の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 基本年金額が減額されたときは、年金原資も減額されるものとし、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 基本年金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（払済保険への変更）

第24条 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。ただし、変更後の基本年金額（以下「払済基本年金額」といいます。）が会社の定める金額に満たないときは、払済保険への変更を取り扱いません。

- ② 払済保険への変更後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金支払開始日は、変更前の年金支払開始日と同一とします。
 - (2) 払済基本年金額および変更後の年金原資は、変更時の解約払戻金額にもとづいて定めます。
 - (3) 死亡給付金額は、会社の定めるところにより計算した金額とします。
- ③ 払済保険への変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 払済保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。

（年金支払開始日の変更）

第25条 保険契約者は、年金支払開始日前にかぎり、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、年金支払開始日を変更することができます。ただし、年金支払開始日を繰り下げるときは、被保険者の同意を得ることを要します。

- ② 年金支払開始日を変更した場合、保険料払込期間の満了する日は、変更後の年金支払開始日の前日に変更します。
- ③ 年金支払開始日の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 会社が年金支払開始日の変更を承諾したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険料払込期間中の保険契約の場合
基本年金額および年金原資を変更し、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険料一時払の保険契約および保険料払込済の保険契約の場合
基本年金額および年金原資を変更します。
- ⑤ 会社が年金支払開始日の繰下げを承諾したときは、承諾した時から年金支払開始日の繰下げによる増額部分について保険契約上の責任を負います。
- ⑥ 年金支払開始日に変更されたときは、保険契約者に通知します。

（年金の種類等の変更）

第26条 保険契約者は、年金支払開始日前にかぎり、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、年金の種類、年金保障期間または年金の型を変更することができます。

- ② 年金の種類、年金保障期間または年金の型の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 会社が年金の種類、年金保障期間または年金の型の変更を承諾したときは、基本年金額を変更します。
- ④ 第1項の規定により年金の種類、年金保障期間または年金の型が変更されたときは、保険契約者に通知します。

6. 追加指定契約として締結する場合の特則

（追加指定契約として締結する場合の特則）

第27条 保険契約者は、この保険契約の締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することにより、会社の定める基本年金額限度を適用して締結することができます。

- ② この特則を付加する場合は、つぎの各号のすべての要件を満たすことを要します。
 - (1) この保険契約の保険料の払込方法（回数）が一時払であること
 - (2) この保険契約に保険組立特約を付加し、保険組立特約条項に定める追加指定契約として締結すること
 - (3) 保険組立特約条項に定める指定契約に、つぎの事項が同じ年金支払開始日前の無配当個人年金保険契約があること
 - ア. 保険契約者
 - イ. 被保険者
 - ウ. 年金受取人および後継年金受取人
 - エ. 死亡給付金受取人
 - オ. 年金の種類
 - カ. 支払保証期間および年金保障期間
 - キ. 年金の型
 - ク. 年金支払開始日および年金支払日
 - ケ. 年金の支払方法
 - コ. 年金の請求
- ③ 前項第3号に定める事項は同じ取扱を行うものとし、変更する場合は同時に変更することを要します。
- ④ この特則を付加した保険契約の保険料は、つぎの各号に定める日（以下「追加基準日」といいます。）における被保険者の年齢にもとづいて会社の定める方法により計算します。

- (1) この保険契約の契約日と年金支払開始日の年単位の応当日が異なるとき
この保険契約の契約日の直前の、年金支払開始日の年単位の応当日
- (2) この保険契約の契約日と年金支払開始日の年単位の応当日が一致するとき
この保険契約の契約日
- ⑤ この特則を解約することはできません。

夫婦年金特則

(夫婦年金の選択)

第1条 保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定めるところにより、支払保証期間付夫婦終身年金（以下「夫婦年金」といいます。）を選択することができます。

- ② 前項のほか、保険契約者は、本則第26条（年金の種類等の変更）の規定により年金の種類を変更する際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、夫婦年金を選択することができます。
- ③ 前項の規定により夫婦年金の選択をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－12）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 夫婦年金を選択した年金保障部分（以下「夫婦年金保障部分」といいます。）の取扱いについては、本則の規定にかかわらず、この特則に規定するところによります。ただし、この特則において別段の定めのない場合には、本則の規定を準用します。
- ⑤ 第2項の規定により夫婦年金の選択が行われたときは、保険契約者に通知します。

(夫婦年金の対象となる被保険者)

第2条 夫婦年金の対象となる被保険者は、つぎの各号の者とします。

- (1) 被保険者（以下この特則において「第1被保険者」といいます。）
- (2) この特則の適用の際に、第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（以下「第2被保険者」といいます。）

(夫婦年金の支払)

第3条 夫婦年金保障部分において支払う年金は、つぎのとおりです。

年金の種類	名称	支払事由	支払金額	受取人
支払保証期間付夫婦終身年金	年金	(1) 支払保証期間中 第1被保険者および第2被保険者が年金支払開始日に生存しており、かつ、年金支払日が到来したとき (2) 支払保証期間経過後 第1被保険者または第2被保険者が年金支払日に生存しているとき	(1) 定額型の場合 毎年の年金額は、基本年金額と同額 (2) 逓増型の場合 ア. 第1回の年金額は、基本年金額と同額 イ. 第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額	年金受取人

- ② 前項の規定にかかわらず、支払保証期間中に、第1被保険者および第2被保険者がともに死亡した場合には、まだ年金支払日が到来していない支払保証期間中の年金の現価に相当する金額を年金受取人に支払い、夫婦年金保障部分は消滅します。ただし、第5条（夫婦年金の一括前払）の規定によりすでに年金の一括前払が行われている場合には、年金の現価に相当する金額は支払いません。

(夫婦年金の年金受取人および後継年金受取人)

第4条 年金受取人は、保険契約者または第1被保険者のうち、保険契約者が指定した者とします。

- ② 年金受取人は、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- ③ 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、第1被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を指定することができます。
- ④ 年金受取人が死亡したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 後継年金受取人が指定されている場合
後継年金受取人が、年金受取人の夫婦年金保障部分の一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人になるものとします。ただし、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が死亡しているときは、次号ア.、イ. およびウ. に定める者が後継年金受取人になるものとします。
- (2) 後継年金受取人が指定されていない場合
つぎに定める者が、年金受取人の夫婦年金保障部分の一切の権利義務を承継するものとし、新たに年金受取人となるものとします。
- ア. 第1被保険者

イ. 前ア. に該当する者がいない場合

第2被保険者

ウ. 前ア. およびイ. に該当する者がいない場合

年金受取人の法定相続人

- ⑤ 第1被保険者および第2被保険者の死亡の先後が明らかでないときまたは同時に死亡したときは、第1被保険者が後に死亡したものとして取り扱います。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人（第4項第2号の場合は、新たな年金受取人）としての取扱を受けることができません。
- ⑦ 年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継した後継年金受取人は、第1被保険者（すでに第1被保険者が死亡しているときは、第2被保険者）の同意を得て、会社に対する通知により、新たに後継年金受取人を指定することができます。
- ⑧ 後継年金受取人の指定をするときは、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。

（夫婦年金の一括前払）

第5条 年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ年金支払日が到来していない支払保証期間中の年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表（①-15）に定める書類を会社に提出してください。
- (2) 年金の一括前払が請求されたときは、支払保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
- (3) 年金を一括前払したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 第1被保険者または第2被保険者が、支払保証期間経過後の年金支払日に生存しているときは、年金を継続して支払います。
 - イ. 年金を一括前払した後、支払保証期間中に第1被保険者および第2被保険者がともに死亡したときは、夫婦年金保障部分は後に死亡した被保険者の死亡時に消滅します。
- (4) 年金の一括前払が行われたときは、年金受取人に通知します。

（夫婦年金の請求、支払時期および支払場所）

第6条 年金支払開始日以後に第1被保険者または第2被保険者が死亡したことを知ったときは、年金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 年金の支払事由が生じたときは、年金受取人は、すみやかに請求書類別表（①-16）に定める書類を提出して、年金の請求をしてください。
- ③ 年金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 前項にかかわらず、年金を支払うために、総則規定第14条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. まですに該当する事実の有無の確認を行う場合、本則第10条（年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

（特則の消滅）

第7条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅します。

- (1) 年金支払開始日前に第2被保険者が死亡したとき
- (2) 年金支払開始日前に第2被保険者が離婚または婚姻の取消により第1被保険者と同一戸籍に記載されなくなったとき
- (3) 年金支払開始日前に保険契約者からこの特則を適用しない旨の申出があったとき
- ② 前項第1号または第2号のいずれかに該当したことを知ったときは、保険契約者または第1被保険者は、ただちに会社に通知してください。
- ③ 第1項の規定によりこの特則が消滅した場合には、本則第26条（年金の種類等の変更）の規定を準用します。

（離婚または婚姻の取消があった場合の取扱）

第8条 年金支払開始日以後に第2被保険者が離婚または婚姻の取消により第1被保険者と同一戸籍に記載されなくなった場合には、第2被保険者は、戸籍上に異動のあった時から将来に向かって、第2被保険者としての資格を失います。

- ② 前項の場合、その時以後、夫婦年金契約から第1被保険者のみを被保険者とする年金契約（以下「単生年金契約」といいます。）に変更します。
- ③ 前項により変更された単生年金契約については、変更前の夫婦年金契約において第2被保険者がすでに死亡しているものとみなして、本条を除くこの特則の規定を適用します。この場合、単生年金契約の年金額は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 戸籍に異動のあった直後に到来する年金支払日に支払われる年金額は、会社の定める方法により計算します。
 - (2) 戸籍に異動のあった直後に到来する年金支払日の翌年以降に支払われる年金額は、つぎのとおりとします。

ア. 定額型の場合

前号に定める年金額と同額

イ. 逓増型の場合

前回の年金額に前号に定める年金額の5%相当額を加算した金額

- ④ 支払保証期間中に離婚または婚姻の取消があったときに、すでに第5条（夫婦年金の一括前払）の規定により年金の一括前払が行われている場合には、単生年金契約に変更後の年金は、支払保証期間経過直後に到来する年金支払日から支払います。
- ⑤ 第2項の規定により単生年金契約に変更されたときは、年金受取人に通知します。

（夫婦年金の年金受取人または後継年金受取人の変更）

第9条 保険契約者は、年金支払開始日前までは、第1被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は、保険契約者または第1被保険者のうちから指定することを要します。

- ② 年金受取人は、年金支払開始日以後、会社に対する通知により、年金受取人を第1被保険者（すでに第1被保険者が死亡しているときは、第2被保険者）に変更することができます。
- ③ 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、第1被保険者（すでに第1被保険者が死亡しているときは、第2被保険者）の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。
- ④ 年金受取人または後継年金受取人の変更をするときは、保険契約者または年金受取人は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社に提出してください。
- ⑤ 第1項から第3項までの通知が会社に到達する前に、会社に変更前の受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑥ 遺言による年金受取人の変更は、本則第21条（遺言による年金受取人の変更）の規定を準用します。

（夫婦年金の契約者配当金）

第10条 夫婦年金保障部分の契約者配当金はありません。

疾病高度障害状態不担保特則

（疾病高度障害状態不担保特則）

- 第1条 保険契約者は、保険契約締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。
- ② この特則を付加した場合、本則第12条（保険料の払込免除）第1項第1号の規定は適用しません。
 - ③ この特則のみの解約は取り扱いません。

別表1 元本保証付有期年金の一括前払金額および死亡一時金額

一括前払金額および死亡一時金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

$$(\text{年金原資}) - (\text{すでに支払事由の生じた年金の合計額})$$

(注)

1. 「年金原資」は、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に通知します。
2. 「すでに支払事由の生じた年金の合計額」が「年金原資」と同額以上となる場合は、一括前払金および死亡一時金はありません。

別表2 死亡給付金額

死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

(1) 保険料の払込方法（回数）が月払の保険契約

$$(\text{年金原資}) \times \left(\frac{\text{経過月数}}{\text{保険料払込期間（月数）}} \right)$$

(2) 保険料の払込方法（回数）が一時払の保険契約

$$(\text{一時払保険料}) + [(\text{年金原資}) - (\text{一時払保険料})] \times \left(\frac{\text{経過月数}}{\text{契約日から年金支払開始日の前日までの月数}} \right)$$

(注)

1. 「年金原資」は、保険契約者に通知します。
2. 「経過月数」とは、契約日から被保険者が死亡した日を含む保険料期間の末日までの月数とします。ただし、保険料の払込方法（回数）が一時払の保険契約の場合は、契約日から被保険者が死亡した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数とします。
3. 保険料の払込方法（回数）が一時払の保険契約について、契約日が追加基準日と異なる場合および年金支払開始日の変更が行われた場合の死亡給付金額は、上記の金額と異なります。

保険組立特約

(平成22年7月1日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、保険契約者が同一である1または2以上の主契約にそれぞれ付加することにより、付加された保険契約を指定契約とし、指定契約の取扱について定めることを主な内容とするものです。

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加できる主たる保険契約のことをいいます。
指定契約	この特約が付加され指定された保険契約のことをいいます。
締結時指定契約	この特約の締結の際に指定契約に指定された保険契約のことをいいます。
被指定組立特約	締結時指定契約に付加したこの特約のことをいいます。
追加指定契約	被指定組立特約の締結後に指定契約として追加された保険契約のことをいいます。
契約基準日	指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。
責任開始期・責任開始日	保険契約上の保障を開始する時期のことを「責任開始期」といい、責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。
給付金（額）等	主契約の各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
総則別表	主契約の取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	主契約の取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。

(特約の締結)

第2条 この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、次条の指定契約の資格を満たす1または2以上の主契約にそれぞれ付加して締結します。この場合、保険契約者の申出がある被指定組立特約については同じ取扱を行うものとします。

② 前項の規定によりすでに被指定組立特約を付加した保険契約があり、保険契約者から、新たな主契約の締結の際に指定契約の追加の申出がある場合は、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 次条の指定契約の資格を満たす新たな主契約に新たなこの特約を付加します。
- (2) 前号の新たなこの特約は、既存の被指定組立特約と同じ取扱をします。

(指定契約の資格)

第3条 指定契約の資格は、つぎのすべての要件を必要とします。

- (1) 会社の定める主契約であること
- (2) 各指定契約の保険契約者が同一であること
- (3) 各指定契約の契約基準日が同一であること
- (4) 各指定契約の第2回以後の保険料の払込方法（経路）は同一であり、払込期月を同一とする払込の要する保険料を合わせて払い込むこと
- (5) 1回に払い込まれる指定契約の保険料の合計額が会社の定める金額以上であること

(指定契約の指定または追加)

第4条 保険契約者は、主契約にこの特約を付加する際、つぎのとおり、指定契約の指定または追加を行うことを要します。

- (1) 被指定組立特約の締結時
指定契約の指定
 - (2) 被指定組立特約の締結後
指定契約の追加
- ② 指定契約の指定または追加を行うときは、保険契約者は、請求書類別表（②－9）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 指定契約の指定または追加が行われたときは、保険契約者に通知します。

(追加指定契約の契約日)

第5条 追加指定契約の契約日は、つぎのとおりとします。

- (1) 追加指定契約の責任開始日と契約基準日の月単位の応当日（月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日のことをいい、以下、本条において「基準応当日」といいます。）が異なるとき
追加指定契約の責任開始日の直後に到来する基準応当日
- (2) 追加指定契約の責任開始日と基準応当日が一致するとき
追加指定契約の責任開始日
- ② 追加指定契約の契約基準日は、締結時指定契約の契約基準日と同一とします。
- ③ 追加指定契約の保険期間、保険料払込期間および保険料期間は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険期間および保険料払込期間は、追加指定契約の契約日および契約基準日にもとづいて計算するものとします。
- (2) 保険料期間は、契約基準日を起算日とした締結時指定契約の月ごとの保険料期間と同一期間として取り扱います。
- ④ 追加指定契約の月単位の契約応当日は、基準応当日とします。

（指定契約の保険料の払込）

第6条 月払の各指定契約の第2回以後の保険料は、各指定契約の保険料払込期間中、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 払込期月を同一とするすべての指定契約の保険料を合わせて払い込むことを要します。
- (2) 前号の保険料は、払込を要する指定契約にかぎりず。
- ② 保険料の払込期月中または保険料払込の猶予期間中に、各指定契約に定める給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、つぎのとおりとします。
- (1) 給付金等の支払事由が生じた場合
支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引くときまたは未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて差し引くまたは払い込むことを要します。
- (2) 保険料の払込免除事由が生じた場合
未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて払い込むことを要します。
- ③ 指定契約の保険料払込期間中、払込を要する保険料期間が同一のすべての指定契約のうち、一部の指定契約の保険料が払い込まれ、他の指定契約の保険料が払い込まれないときは、払い込まれない指定契約は、その保険料期間の初日に指定契約の撤回が行われたものとします。
- ④ つぎの各号により指定契約の保険料が第3条（指定契約の資格）第5号の要件を満たさなくなる場合、払い込まれる指定契約の保険料は、会社の定める方法による保険料の前納により払い込むことを要します。
- (1) 指定契約の保険契約内容の変更が行われたとき
- (2) 指定契約の解約その他の事由により指定契約が消滅したとき
- (3) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき
- (4) 指定契約の撤回が行われたとき
- (5) 指定契約の保険料払込期間が満了したとき
- ⑤ つぎの各号により指定契約の保険料が第3条（指定契約の資格）第5号の要件を満たさなくなる場合、前項第2号の規定に該当するときでも、前納により保険料を払い込むことを要しません。
- (1) 指定契約の被保険者が死亡したとき
- (2) 指定契約が給付金等（満期保険金を除きます。）の支払により消滅したとき
- (3) 指定契約の保険料の払込が免除されたとき
- (4) 指定契約が給付金等の通算支払限度に達したことにより消滅したとき

（指定契約の失効）

第7条 すべての指定契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（指定契約の復活）

第8条 前条の規定により効力を失ったすべての指定契約を復活する場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 指定契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- (2) すべての指定契約を同時に復活することを要します。
- (3) 第1号および前号の規定による場合、この特約も同時に復活されたものとします。
- ② この特約が失効せずに、一部の指定契約の撤回が行われていない指定契約を復活する場合には、効力を失ったすべての指定契約（指定契約の撤回が行われていない指定契約にかぎりず。）を同時に復活することを要します。
- ③ 第1項および前項の場合で、一部の指定契約が復活しないときは、復活しない指定契約は、指定契約の撤回が行われたものとします。

（指定契約の保険料の振替貸付）

第9条 指定契約の保険料の振替貸付を取り扱う場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険料の振替貸付の申出の際、貸付の原資となる指定契約を定めることとします。
- (2) 貸付を受ける指定契約は、払込を要するすべての指定契約とし、すべての指定契約の保険料を合わせて貸し付け、

保険料の払込に充当するものとします。

(指定契約の撤回)

第10条 保険契約者は申出により、指定契約について、指定契約の撤回を行うことができます。

- ② 指定契約の撤回を行った保険契約については、撤回以後この特約が付加されていない保険契約として取り扱います。
- ③ 指定契約の撤回を行うときは、保険契約者は、請求書類別表（②－9）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 指定契約の撤回が行われたときは、保険契約者に通知します。

(特約の解約)

第11条 すべての指定契約について、指定契約が解約された場合には、同時にこの特約も解約されたものとします。

(特約の解約払戻金)

第12条 この特約には、解約払戻金はありません。

(特約の消滅)

第13条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) すべての指定契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (2) すべての指定契約について、指定契約の撤回が行われたとき

(保険契約者の変更)

第14条 指定契約の保険契約者を変更する場合は、つぎの方法により取り扱います。

- (1) すべての指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
- (2) 保険契約者が申し出た指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
- ② 前項第2号の規定による変更後の指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 付加されているこの特約については、同じ取扱を行います。
 - (2) 変更後の指定契約は、第3条（指定契約の資格）の要件を満たすことを要します。

(契約者配当金)

第15条 この特約には、契約者配当金はありません。

(追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの取扱)

第16条 追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの期間（以下本条において「特別期間」といいます。）におけるその追加指定契約については、本条の規定を適用して取り扱います。

- ② 特別期間中に追加指定契約の給付金等の支払事由が生じた場合、その追加指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
 - (2) 第5条（追加指定契約の契約日）の規定は適用しないものとし、第3条（指定契約の資格）の要件を満たしたものとします。
- ③ 特別期間中、会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。
- ④ 特別期間中に追加指定契約を解約するときは、その追加指定契約の解約払戻金額は、追加指定契約の契約日に解約したものとした金額とします。ただし、第2項の規定に該当する追加指定契約は除きます。

(指定契約が更新される場合の取扱)

第17条 指定契約が更新されるときは、この特約も同時に更新されます。

- ② 前項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ③ 更新後のこの特約については、更新日におけるこの特約条項を適用します。

指定代理請求特約

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合を除きます。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

(1) つぎのいずれかに該当する、会社の定める主契約または主契約に付加されるその他の特約（以下「主特約」といいます。）の保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）

ア. 被保険者が受取人に指定されている保険金

イ. 被保険者が受け取ることとなる保険金

ウ. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金

(2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額

② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の主契約または主特約の保険料の払込免除についても、この特約の対象とします。

(指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を被保険者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）として指定してください。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する者の場合、保険金等または保険料の払込免除の請求時に会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合、保険契約者）のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき相応の理由があると会社が認める者にかぎりします。

(1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族

(2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている前号以外の者

(3) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

(4) 第2号および前号に掲げる者と同等の特別な事情がある者

② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。

③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

④ 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表1に定める書類を会社に提出してください。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 つぎの各号の場合、指定代理請求人が別表1に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、被保険者の代理人として保険金等または保険料の払込免除を請求することができます。

(1) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき

(2) 被保険者と同一人である保険契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき

② 前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前条第1項のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。

③ 第1項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

④ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

(1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者

(2) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者

(3) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者

(4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

⑤ 指定代理請求人が保険金等または保険料の払込免除を請求する場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

(指定代理請求人への解除通知)

第5条 この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主約款または主特約条項の規定のほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(1) 告知義務違反による解除

(2) 重大事由による解除

(特約を付加した場合の取扱)

第6条 この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。

- ② 保険契約者が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

(主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

第7条 この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

(保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則)

第8条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、被保険者が同一である複数の指定契約の指定代理請求人は同一人として扱います。

(取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則)

第9条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第5項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。
- (2) 第5条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約を付加した場合の取扱）中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 指定代理請求人による保険金等または保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険金等または保険料の払込免除の指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等または保険料の払込免除の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

別表

1. 不慮の事故
2. 高度障害状態
3. 身体障害状態
5. 病院または診療所および入院

「保険組曲 B e s t 個人年金保険（一時払）」の場合、適用されることのない「4. および6. ～33.」の規定について記載を省略しています。

1. 不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は①によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、②の事故は除外します。

① 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、①の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、①の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

② 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

2. 高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

3. 身体障害状態

対象となる身体障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ② 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- ③ 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- ④ 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 1手の5手指を失ったかもしくは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 10足指を失ったもの
- ⑦ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

2. および3. の備考

- ① 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- ② 眼の障害（視力障害）
 - A 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - B 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - C 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- ③ 言語またはそしゃくの障害
 - A 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ア 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - イ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ウ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - B 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- ④ 耳の障害（聴力障害）
 - A 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
 - B 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

- ⑤ 上・下肢の障害
 - A 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
 - B 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- ⑥ 脊柱の障害
 - A 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - B 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- ⑦ 手指の障害
 - A 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

B 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

⑧ 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

5. 病院または診療所および入院

① 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとしします。

- A 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。
- B 前Aの場合と同等の日本国外にある医療施設

② 入院

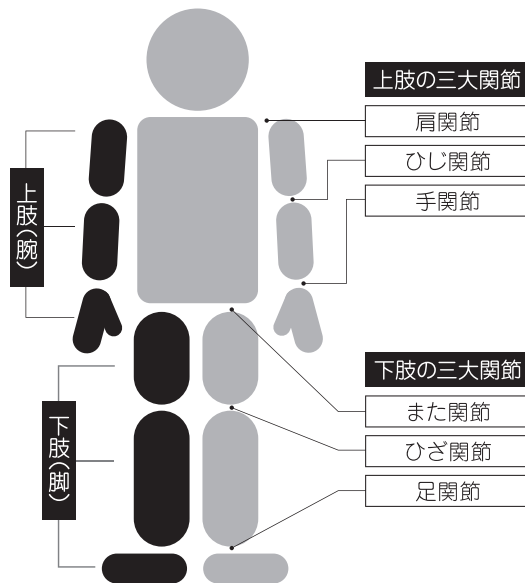
「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、前①に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

③ つぎの保険種類の場合は、前①および前②の規定について柔道整復師に関する規定は適用しません。

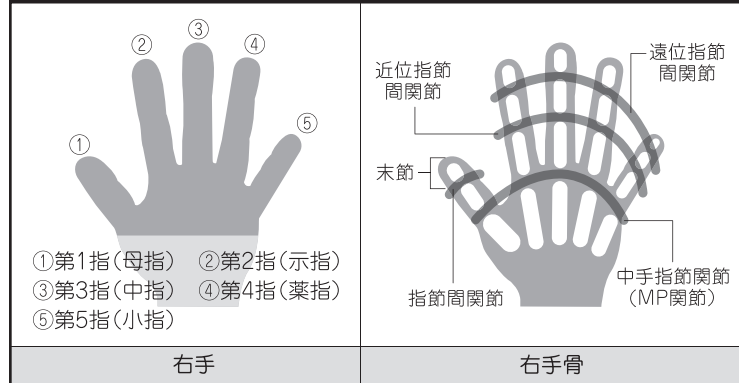
- A 無配当女性入院保険
- B 無配当女性特定疾病入院保険
- C 無配当ガン保険、無配当ガン入院保険
- D 無配当生活習慣病入院保険
- E 無配当女性入院一時金保険
- F 無配当生活習慣病入院一時金保険
- G 無配当特定疾病治療保険〔Ⅰ型〕、無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕
- H 無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険。ただし、傷害骨折治療給付金の支払の場合を除きます。
- I 無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険。ただし、傷害骨折治療給付金の支払の場合を除きます。
- J 無配当就業不能収入保障保険(001)。ただし、不慮の事故による場合を除きます。

呼 称

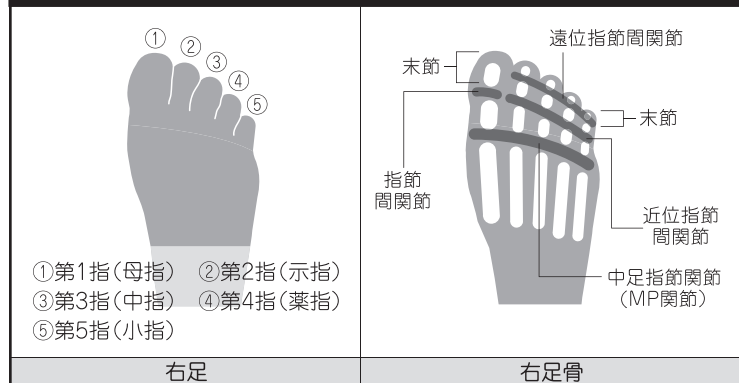
身体呼称



手指の呼称

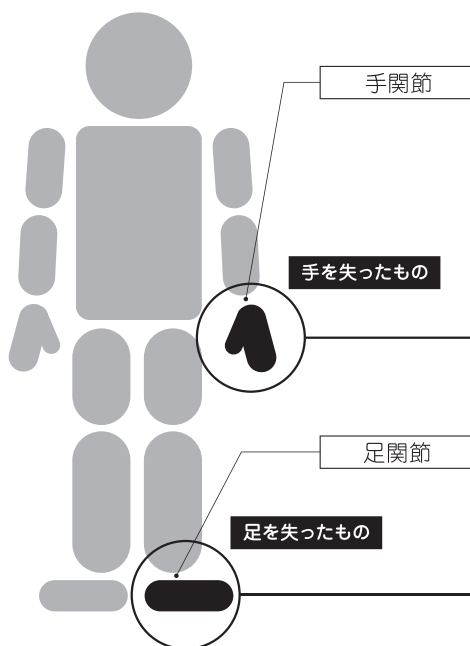


足指の呼称

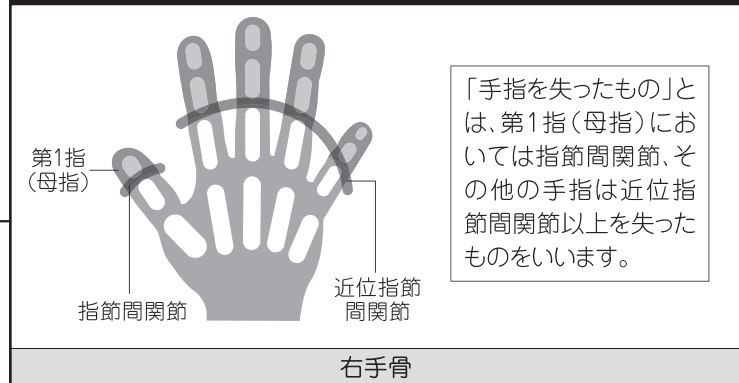


(身体)障害図解例

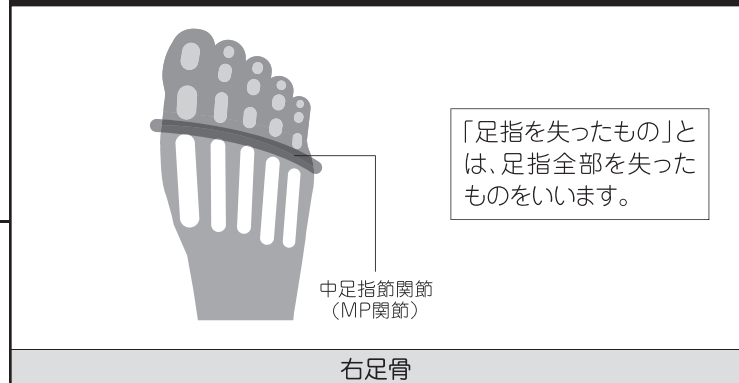
手・足を失ったもの



手指を失ったもの



足指を失ったもの





請求書類

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

「保険組曲B e s t 個人年金保険（一時払）」の場合、適用されることのない「2. ～14. および17. ～22.」の規定について記載を省略しています。

② その他の請求に必要な書類

「保険組曲B e s t 個人年金保険（一時払）」の場合、適用されることのない「4.、10. および13.」の規定について記載を省略しています。

③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等

「保険組曲B e s t 個人年金保険（一時払）」の場合、適用されることのない「2. ～10.」の規定について記載を省略しています。

※以下の特約については各特約条項をご覧ください。

○ 指定代理請求特約

請求書類別表

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目		必要書類
1. 死亡保険金	・ 死亡保険金 ・ 死亡給付金 ・ 普通死亡保険金 ・ ガン死亡保険金 ・ 第1回の遺族年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
	・ 第2回以後の遺族年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
	・ 死亡一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
15. 年金の一括前払・年金の年一括前払		(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
16. 年金	・ 支払保証期間付終身年金 ・ 元本保証付有期年金 ・ 確定年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書（ただし、第1回の年金を請求する場合は保険証券）
	・ 支払保証期間付夫婦終身年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 第1被保険者および第2被保険者の戸籍抄本 (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書（ただし、第1回の年金を請求する場合は保険証券）

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

② その他の請求に必要な書類

項目		必要書類
1. 保険契約の復活		(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書 (3) 保険証券
2. 解約および解約払戻金		(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
3. 保険契約内容の変更	・ 給付金額等の減額 ・ 払済保険への変更 ・ 保険料払込期間の変更 ・ 年金支払開始日の変更 ・ 年金の種類等の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
	・ 年金支払期間の変更	会社所定の請求書

項目	必要書類
5. 保険契約者に対する貸付	(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
6. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7. 死亡保険金等の受取人もしくは年金受取人の変更 または後継年金受取人もしくは死亡払戻金受取人の 指定および変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）の 印鑑証明書 (3) 保険証券または年金支払証書
	遺言による 場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券または年金支払証書
8. 指定代理請求人の指定および変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9. 指定契約の指定、追加および撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
11. 給付金等の受取人による保険契約の存続	(1) 給付金等の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払 ったことを証明できる書類
12. 夫婦年金の選択	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 第2被保険者の戸籍抄本 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など
電磁的記録による提出を認めることがあります。

③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等

事由	給付金等
1. 死亡したこと	・ 死亡保険金 ・ 災害死亡保険金 ・ 死亡給付金 ・ ガン死亡保険金 ・ 普通死亡保険金 ・ 第1回の遺族年金 ・ 死亡一時金 ・ 死亡払戻金

全国支社一覧

(2018年8月現在)

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
旭川	070-0031	旭川市一条通9- 右 10	0166-23-4024
札幌北	001-0908	札幌市北区新琴似8条1- 1-41	011-709-5526
札幌	060-0002	札幌市中央区北2条西3- 1	011-231-5533
札幌東	004-0052	札幌市厚別区厚別中央2条5- 4-18	011-896-1410
札幌南	005-0003	札幌市南区澄川3条5- 2-13	011-842-1711
札幌西	063-0812	札幌市西区琴似2条7- 2- 3	011-612-5501
小樽	047-0032	小樽市稲穂2- 6- 3	0134-25-7060
函館	040-0011	函館市本町 12- 2	0138-51-8550
青森	030-0861	青森市長島2-25- 1	017-776-2413
八戸	031-0081	八戸市柏崎1-10-12	0178-46-1181
盛岡	020-0878	盛岡市肴町3- 9	019-653-3102
秋田	010-0951	秋田市山王3- 1-12	018-863-8111
石巻	986-0825	石巻市穀町3-15	0225-23-0206
塩釜	985-0021	塩釜市尾島町 16-10	022-363-0527
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町2- 8-15	022-225-3111
仙台南	982-0011	仙台市太白区長町5- 1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022-249-3271
山形	990-0039	山形市香澄町2- 2-31 カーニープレイス山形	023-632-2761
*新庄	996-0023	新庄市沖の町2- 4 ビーンズ新庄ビル	0233-28-0155
郡山	963-8004	郡山市中町1-22 大同生命ビル	024-923-5447
*牛久	300-1234	牛久市中央4-24- 2 アルシェビル	029-830-8282
水戸	310-0805	水戸市中央1- 2-19	029-227-1101
宇都宮	320-0035	宇都宮市伝馬町2-11	028-634-0121
*小山	323-0022	小山市駅東通り2-24-18	0285-22-8441
高崎	370-0824	高崎市田町 57- 1	027-322-5554
熊谷	360-0043	熊谷市星川2-75	048-521-1285
大宮	330-0846	さいたま市大宮区大門町3-42- 5	048-641-3786
所沢	359-1123	所沢市日吉町 18- 1 ARAI-181ビル	04-2922-5191
浦和	330-0063	さいたま市浦和区高砂3- 4- 9	048-829-2921
朝霞	351-0005	朝霞市根岸台5- 3-18	048-463-6099
川越	350-1123	川越市脇田本町 26- 4	049-247-3451
春日部	344-0061	春日部市粕壁2- 8-13	048-754-6560
越谷	343-0845	越谷市南越谷1-19- 6 越谷ビル	048-961-6730
千葉	260-0014	千葉市中央区本千葉町 10- 5	043-222-4121
船橋	273-0005	船橋市本町2-27-25	047-432-2711
市川	272-0021	市川市八幡1-11- 4	047-334-3244
柏	277-0842	柏市末広町6- 3	04-7145-4155

* 印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
松戸	271-0092	松戸市松戸 1331-10	047-368-1288
小岩	133-0057	江戸川区西小岩1-29- 7	03-3671-7581
千住	120-0036	足立区千住仲町 19- 8	03-3882-7638
青戸	125-0062	葛飾区青戸3-41- 8	03-3602-5106
赤羽	115-0045	北区赤羽2-17- 4	03-3903-9881
江東	136-0071	江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル	03-5836-1568
東京	101-0032	千代田区岩本町 2-4-3	03-3862-1821
池袋	171-0022	豊島区南池袋2-49- 4	03-3987-4321
渋谷	150-0002	渋谷区渋谷2-17- 2	03-3409-7841
中野	165-0026	中野区新井2-30- 5	03-3387-4441
烏山	157-0062	世田谷区南烏山5-17- 8	03-3305-6061
大森	143-0016	大田区大森北1-17- 4	03-3762-5728
田無	188-0012	西東京市南町3-25- 2	042-461-7609
立川	190-0023	立川市柴崎町3-11- 2	042-523-0251
八王子	192-0083	八王子市旭町9- 1 八王子スクエアビル	042-642-1741
町田	194-0022	町田市森野1-32-17	042-722-2603
登戸	214-0013	川崎市多摩区登戸新町 445- 1	044-911-4217
川崎	210-0004	川崎市川崎区宮本町2-24	044-244-1337
藤が丘	227-0043	横浜市青葉区藤が丘2- 9- 2	045-971-6901
横浜北	222-0011	横浜市港北区菊名6- 3-14	045-401-1761
横浜	231-0047	横浜市中区羽衣町1- 3- 1	045-261-8381
*横浜西	241-0821	横浜市旭区二俣川2- 50- 14 コプレ二俣川オフィス	045-273-1042
横須賀	238-0008	横須賀市大滝町1-20- 1	046-822-2322
湘南	236-0028	横浜市金沢区洲崎町 6-5	045-781-2081
戸塚	244-0002	横浜市戸塚区矢部町 17- 4	045-871-1101
藤沢	251-0054	藤沢市朝日町 13- 2	0466-23-4150
大和	242-0017	大和市大和東3-15- 4	046-264-8265
厚木	243-0018	厚木市中町4-16-22	046-222-1178
平塚	254-0042	平塚市明石町1-24	0463-21-2085
*小田原	250-0012	小田原市本町1- 1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465-24-5681
松本	390-0815	松本市深志2- 4-26	0263-36-5291
長野	380-0935	長野市中御所1-16-20	026-268-0227
新潟	950-0088	新潟市中央区万代4- 1-11	025-243-3618
富山	930-0007	富山市宝町1- 3-14	076-432-1534
金沢	920-0902	金沢市尾張町2- 8-23	076-263-0541
福井	910-0004	福井市宝永2- 1	0776-22-6630
沼津	410-0056	沼津市高島町 11-13	055-921-5325

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
*富士	417-0047	富士市青島町 192- 2 サン・アイ富士ビル	0545-52-8761
清水	424-0815	静岡市清水区江尻東2- 1- 5	054-365-2919
静岡	420-0852	静岡市葵区紺屋町 11- 4	054-254-2551
*藤枝	426-0034	藤枝市駅前2-14-20 第2フラワービル	054-645-7600
浜松	430-0926	浜松市中区砂山町 353- 8	053-454-2501
豊橋	440-0888	豊橋市駅前大通3-53	0532-54-0515
岡崎	444-0044	岡崎市康生通南2- 3	0564-21-4822
熱田	456-0034	名古屋市熱田区伝馬2- 2- 4	052-681-8538
春日井	486-0916	春日井市八光町 1-20-2	0568-31-2866
名古屋	460-0003	名古屋市中区錦3- 6-34	052-962-8911
名古屋東	465-0093	名古屋市名東区一社2-25	052-705-3522
名古屋西	453-0054	名古屋市中村区鳥居西通1-13	052-413-2821
一宮	491-0904	一宮市神山1- 4- 6	0586-45-5230
四日市	510-0074	四日市市鷺の森1- 1-18	059-351-1065
*津	514-0033	津市丸之内 34- 5 津中央ビル	059-229-2881
岐阜	500-8175	岐阜市長住町2-16- 3	058-265-6811
大津	520-0042	大津市島の関2- 2	077-524-1580
京都	600-8099	京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075-361-8111
京都西	615-8073	京都市西京区桂野里町 41-73	075-392-3992
京都南	612-8362	京都市伏見区西大手町 307-60	075-621-5633
奈良	631-0823	奈良市西大寺国見町1- 3- 7	0742-43-8011
高槻	569-0072	高槻市京口町9- 5	072-671-8815
豊中	561-0884	豊中市岡町北1- 2-17	06-6853-6565
寝屋川	572-0837	寝屋川市早子町 10-21	072-820-2850
大阪	541-0048	大阪市中央区瓦町3- 6- 5 銀泉備後町ビル	06-4706-1090
大阪西	551-0002	大阪市大正区三軒家東1-19-14	06-6554-8561
大阪南	558-0013	大阪市住吉区我孫子東1-10- 6	06-6691-3551
大阪東	546-0002	大阪市東住吉区杭全1-16-27	06-4301-8585
大阪北	532-0023	大阪市淀川区十三東1-10-26	06-6302-7798
布施	577-0056	東大阪市長堂3- 4-24	06-6784-6121
堺	590-0048	堺市堺区一条通16- 1	072-238-3848
藤井寺	583-0027	藤井寺市岡2-10-15	072-952-1410
岸和田	596-0054	岸和田市宮本町 29-26	072-431-3732
和歌山	640-8331	和歌山市美園町2- 1	073-436-7311
川西	666-0033	川西市栄町 10-16	072-758-1516
尼崎	660-0881	尼崎市昭和通2- 7- 1 ニューアルカイツビル	06-6482-7611
西宮	662-0918	西宮市六湛寺町 14- 5	0798-35-5335

* 印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
神戸	650-0004	神戸市中央区中山手通2- 1- 8	078-391-5401
神戸西	654-0024	神戸市須磨区大田町3- 1- 4	078-732-3557
明石	673-0016	明石市松の内2- 8- 3	078-927-0202
姫路	670-0947	姫路市北条 432-14	079-225-2006
岡山	700-0821	岡山市北区中山下1- 2- 3	086-225-1908
倉敷	710-0826	倉敷市老松町2- 7- 2	086-425-7815
松江	690-0006	松江市伊勢宮町 519- 1 松江大同生命ビル	0852-22-4380
福山	720-0812	福山市霞町1- 2-11	084-923-2426
呉	737-0045	呉市本通2- 1-23 大同生命呉ビル	0823-24-3390
広島	732-0826	広島市南区松川町1-19	082-262-1141
広島西	733-0812	広島市西区己斐本町2-12-28	082-272-8346
徳山	745-0073	周南市代々木通2-47	0834-21-0787
宇部	755-0042	宇部市松島町 18-10	0836-31-3709
下関	750-0012	下関市観音崎町 12-10	083-223-8266
高松	760-0056	高松市中新町2- 5	087-861-0795
松山	790-0003	松山市三番町6- 8- 1	089-941-2270
徳島	770-0923	徳島市大道1-62 中筋ビル	088-626-0151
高知	780-0053	高知市駅前町2-16	088-824-0353
小倉	802-0005	北九州市小倉北区堺町2- 3-20	093-531-1835
八幡	806-0028	北九州市八幡西区熊手2- 3-13	093-631-1731
福岡東	813-0013	福岡市東区香椎駅前2- 1-21	092-672-1911
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-26-23	092-474-1971
福岡西	814-0021	福岡市早良区荒江3-11-32	092-831-6781
福岡南	812-0879	福岡市博多区銀天町 3-6-21	092-571-3318
久留米	830-0018	久留米市通町8- 6	0942-35-6161
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1- 4- 8	0952-26-7313
佐世保	857-0864	佐世保市戸尾町3- 5	0956-24-2264
長崎	850-0032	長崎市興善町2-31	095-826-5231
熊本	860-0806	熊本市中央区花畑町 4-3	096-353-1281
大分	870-0034	大分市都町1- 1- 1	097-534-0054
宮崎	880-0806	宮崎市広島2-12-11	0985-28-1811
鹿児島	892-0844	鹿児島市山之口町 12-14	099-224-3835
*那覇	900-0006	那覇市おもろまち1- 3-31 那覇新都心メディアビル 西棟	098-941-3313

=MEMO=

太陽生命からのお願い

- つぎのようなときには、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）まですぐお知らせください。
 - ・ご転居、住所表示変更などのとき
 - ・名義変更（契約者変更、死亡保険金受取人変更、改姓・改名等）、保険証券紛失などのとき
- 当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。

※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。
- ご契約に関するご照会やご通知の際、あるいは当社経営に関するご意見の際には、保険証券の記号・番号、ご契約者と被保険者のお名前およびご住所を必ずお知らせください。
- 保険証券は各種手続きに必要なものです。大切に保管してください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことからです。

ご一読いただき、内容を十分ご確認いただきますようお願いいたします。

特に、

1. 年金・死亡給付金などのお支払いについて
2. 年金・死亡給付金などをお支払いできない場合について
3. 責任開始期について
4. 告知に関するご注意点について
5. クーリング・オフ制度について
6. ご解約と解約払戻金について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからです。

わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

ご契約に関する照会やご相談につきましては、
下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター



0120-97-2111（通話無料）

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時
（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

※お客様サービスセンターとお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱については、当社ホームページをご覧ください。



● 「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。本保険契約の締結については、太陽生命保険株式会社が引受保険会社となります。



太陽生命保険株式会社

ホームページ <http://www.taiyo-seimei.co.jp/>
（本社）〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

※この冊子と同じ内容をホームページでもご覧になれます。
（表紙に記載されたしおり約款閲覧コードで検索できます。）